

地震災害時業務継続計画

(第3次)

鎌倉市

令和4年(2022年)3月

目 次

第 1 章	基本的事項	1
第 1 節	計画策定の目的	1
第 2 節	計画の位置づけ	2
第 3 節	業務継続体制の整備	3
第 4 節	業務継続計画の発動基準及び解除	3
第 2 章	被害状況の想定	5
第 1 節	想定する地震と震度	5
第 2 節	物的・人的被害等の想定	8
第 3 節	本庁舎等の公共施設（市有）の被害想定	10
第 3 章	非常時優先業務	21
第 1 節	組織（部）別の対応業務の時系列展開	30
第 4 章	具体的な課題と対応措置等	39
第 1 節	職員の参集・業務遂行体制等に関する事	39
第 2 節	庁舎及び庁舎等の機能維持に関する事	42
第 3 節	電話・通信等に関する事	46
第 4 節	情報システム・重要データの保全に関する事	47
第 5 節	執務環境等に関する事	48
第 6 節	飲料水・食糧等（職員用）に関する事	50
第 7 節	車両・燃料に関する事	51
第 5 章	業務継続体制の向上	52
第 1 節	教育・訓練等	52
第 2 節	業務執行体制の整備	53
第 3 節	点検・見直し等	53

第1章

基本的事項

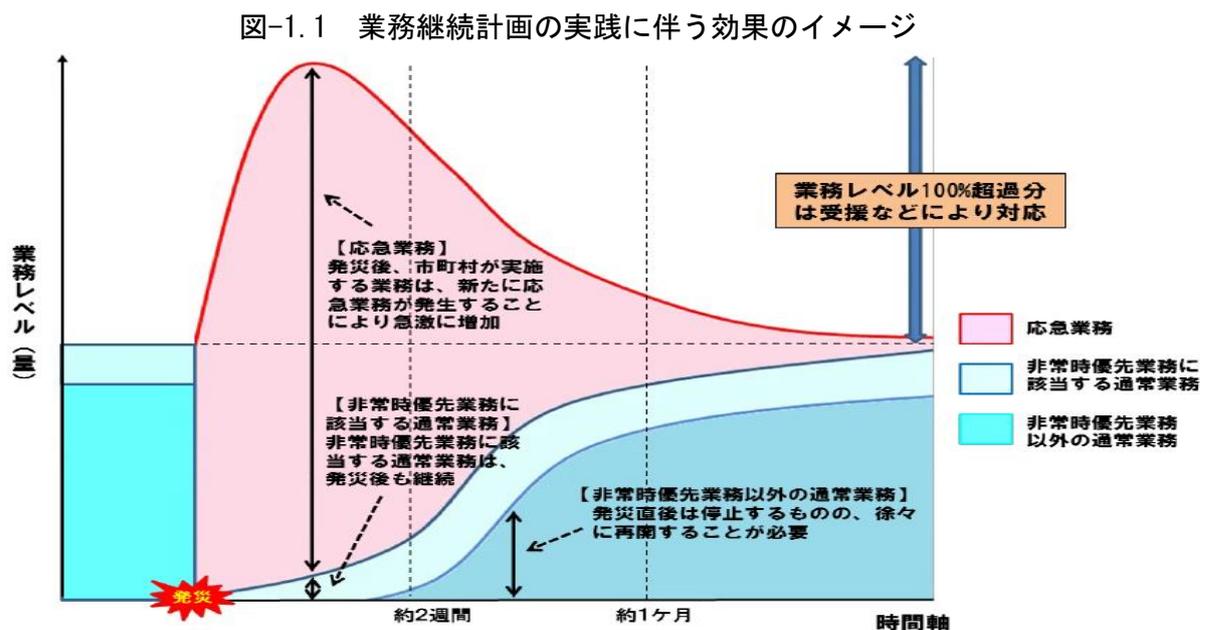
第1 計画策定の目的

本市における地震災害対策は、市民の生命、身体及び財産の安全確保を目的に、災害対策基本法（昭和36年法律第236号）に基づく「鎌倉市地域防災計画（地震災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）を基本的かつ総合的な計画として、大正型関東地震をはじめとする大規模地震を想定し、予防から応急対策、復旧・復興までの様々な取組を進めてきたところです。

また、本市においては、神奈川県による地震被害想定調査、津波浸水予測図の見直し、さらには中央防災会議による南海トラフ巨大地震の想定に基づき、従来の地震災害対策に加え、津波対策の抜本的な強化を図ることとしています。

その一方で、本市は、市民に一番身近な基礎自治体として市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、災害対応中であっても休止することによって市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、継続して実施することが必要です。大規模地震又は津波の発生により、行政自身にも被害が及び市役所機能の低下が余儀なくされる状況も想定される中であって、本市が自らの責務を果たしていくためには、あらかじめ地域防災計画に記載される「災害応急対策業務」や地域防災計画に記載されていない「災害発生後の応急業務」、平常時の業務（通常業務）のうち「継続・早期復旧が必要な業務」などの、いわゆる「非常時優先業務」を整理し、限られた人員や資機材等の資源を効果的に投入し、行政機能の継続と早期復旧を図ることが必要です。

業務継続計画の実践に伴う効果のイメージは次の図-1.1のとおりです。



出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き
(内閣府防災担当) 平成28年(2016年)2月

このような背景を踏まえ、地震災害による影響によって市役所機能が低下する場合であっても優先して実施すべき業務の継続と早期復旧を実現し、市民・事業者の生命・生活・財産を守り、都市機能を維持・復旧することを目標として、「地震災害時業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan の略称）」（以下「業務継続計画」という。）を策定しました。

第2 計画の位置づけ

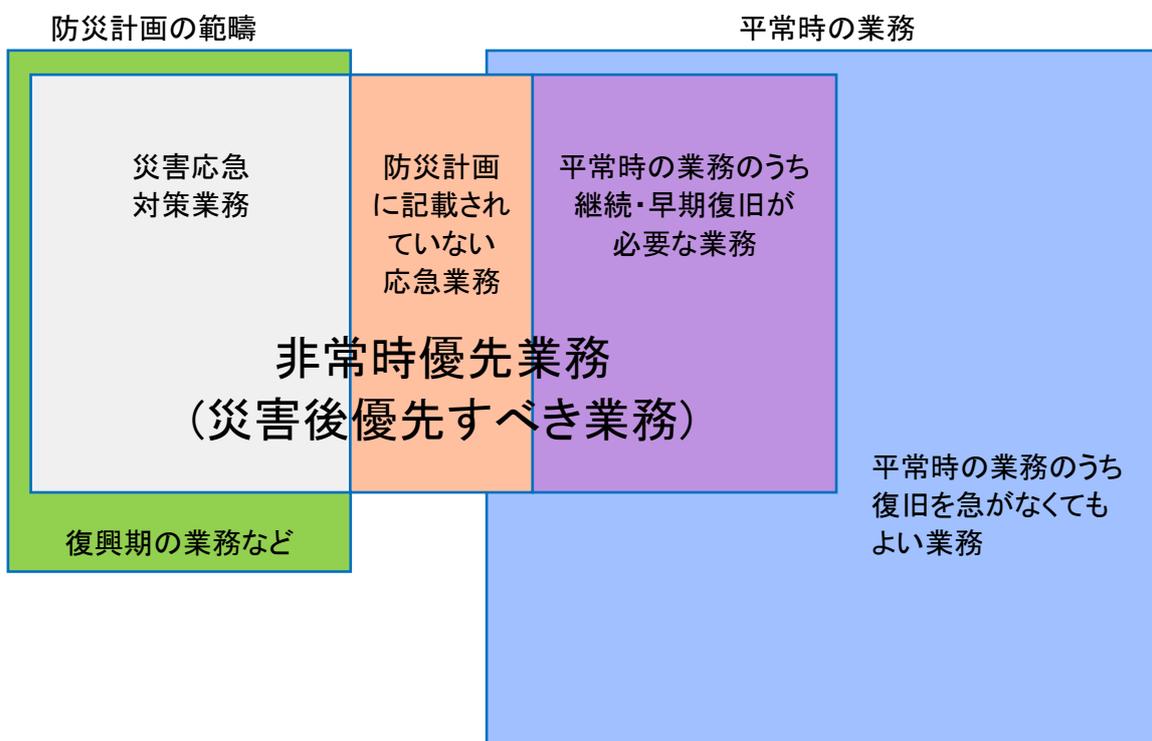
地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、鎌倉市防災会議が作成する防災に関する計画であり、市域の災害予防、災害応急対策、復旧・復興等を総合的に示すもので、本市の防災対策の基本となるものです。

一方、業務継続計画は、下記より選定される非常時優先業務（災害後優先すべき業務）を選定し、限られた人員や資機材等の資源を効果的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図るなど、地域防災計画の実効性を高める計画として位置づけられます。

《非常時優先業務（災害後優先すべき業務）》

- 地域防災計画に記載されている災害応急対策業務
- 地域防災計画に記載されていない災害発生後の応急業務
- 平常時の業務（通常業務）のうち、継続・早期復旧が必要な業務

図-1.2 地域防災計画に明記されている災害対策応急業務と平常時の業務、及びそれらを踏まえた非常時優先業務の位置づけ



出典：丸谷 (2008) 「事業継続計画の意義と経済効果」を参考に作成

第3 業務継続体制の整備

1 職務の代理者及び順位

災害対策本部長（市長）（以下「本部長」という。）に事故があるとき又は欠けたときも、必要な意思決定がなされるよう、鎌倉市災害対策本部条例第2条の規定等に基づき、本部長の職務の代理者及び順位を次のとおりとします。

第1順位 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）（防災担当）

第2順位 副本部長（防災担当外）

2 マニュアルの作成

目標復旧時間、人員体制の確保、意思決定手順、物資等の資源の確保等に関して、各部は各業務の具体的な対応マニュアル等を必要に応じて作成し、適切な業務継続体制を整えます。

第4 業務継続計画の発動基準及び解除

1 発動要件

大規模地震の発生により、市災害対策本部が設置され、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合とします。

《災害対策本部の設置基準》

地震に関連する災害対策本部の設置基準は、以下に示すとおりです。

- 市内で「震度5弱」以上の地震が観測されたとき。（1・2号配備）
- 隣接する市（指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市をいう。）にあっては隣接する区）の地震震度観測地点において「震度5弱」以上の地震が観測されたとき。（1・2号配備）
- 気象庁の津波予報区（相模湾・三浦半島）に津波警報が発表されたとき。（1・2号配備）
- 気象庁の津波予報区（相模湾・三浦半島）に大津波警報が発表されたとき。（3号配備）
- 東海地震注意情報が発表されたとき。（3号配備）
- 市内において、地震による重大な被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるとき。（3号配備）

2 発動権限者

本部長とします。

3 発動の流れ

- (1) 副本部長及び各本部員は、災害対策本部会議において、市域、市役所機能の被害状況等を本部長に報告します。

- (2) 本部長は、副本部長、各本部員からの報告に基づき、速やかに発動の是非について決定します。
- (3) 発動を決定した場合、本部事務局は、直ちにその旨を各本部員、防災関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表します。
- (4) 本部員は、市内の被災状況に応じて初動体制を速やかに確保します。

4 解除

本部長は、本市における全ての通常業務の再開をもって業務継続計画の解除を宣言します。

ただし、各本部員は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとします。

第2章

被害状況の想定

平成23年(2011年)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)は、強い揺れと巨大津波により、東北地方のみならず、神奈川県を含む東日本の太平洋岸を中心に甚大な被害をもたらしました。

このため神奈川県は、「想定外」をなくすために、東日本大震災で明らかになった知見を反映させた地震被害想定調査を平成25年度(2013年度)から26年度(2014年度)にかけて実施しました。

具体的な内容としては、東日本大震災後に得られた地震学の新たな知見に基づき、神奈川県に甚大な被害をもたらす可能性がある地震をすべて洗い出し、それらによる被害を想定すると同時に、地震発生から被害が拡大していく様相を明らかにしました。また、予想される住民等の避難行動や各防災機関の応急対策を時系列にまとめた「シナリオ」を作成しました。

更に、住民や各防災機関等が被害軽減のためにどのような事前対策や応急対策を行えば、被害軽減にどの程度役立つのかがわかるような工夫もしました。

ここでは、神奈川県が実施した地震被害想定調査の結果をもとに、①震度、②物的・人的被害等の想定、③本庁舎等の公共施設(市有)の被害想定のほか、④職員の参集に関する予測を想定シナリオとして採用しています。

第1 想定する地震と震度

本市の業務継続計画で想定する、地震は、県内の地震被害想定調査の想定地震のうち、地震及び津波により予測される被害が市内最大級となる「大正型関東地震」と津波により予測される被害が市内最大級となる「南海トラフ巨大地震」とします。

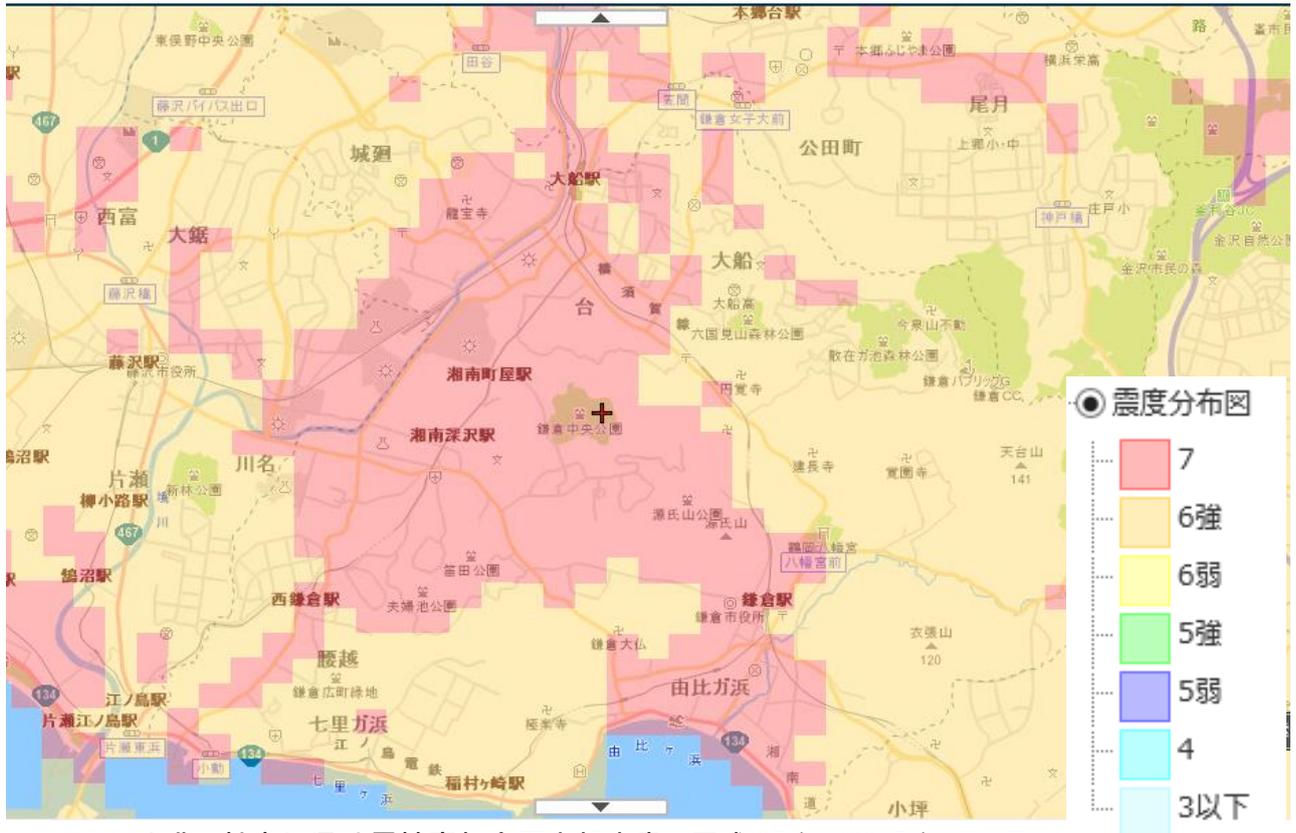
1 大正型関東地震

相模トラフを震源域とする、モーメントマグニチュード8.2の地震です。大正12年(1923年)の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮していることから、想定地震としました。

200年~400年の発生間隔であり、今後30年間の発生確率は0~5%とされています。市内のほぼ全域で震度6強以上の揺れと鎌倉地域、大船地域を中心に液状化の危険性が極めて高いと想定されています。

大正関東地震において想定される震度分布は、図-2.1のとおりです。

図-2.1 震度分布（大正型関東地震）



出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年（2015 年）3 月）
から本市域を抜粋

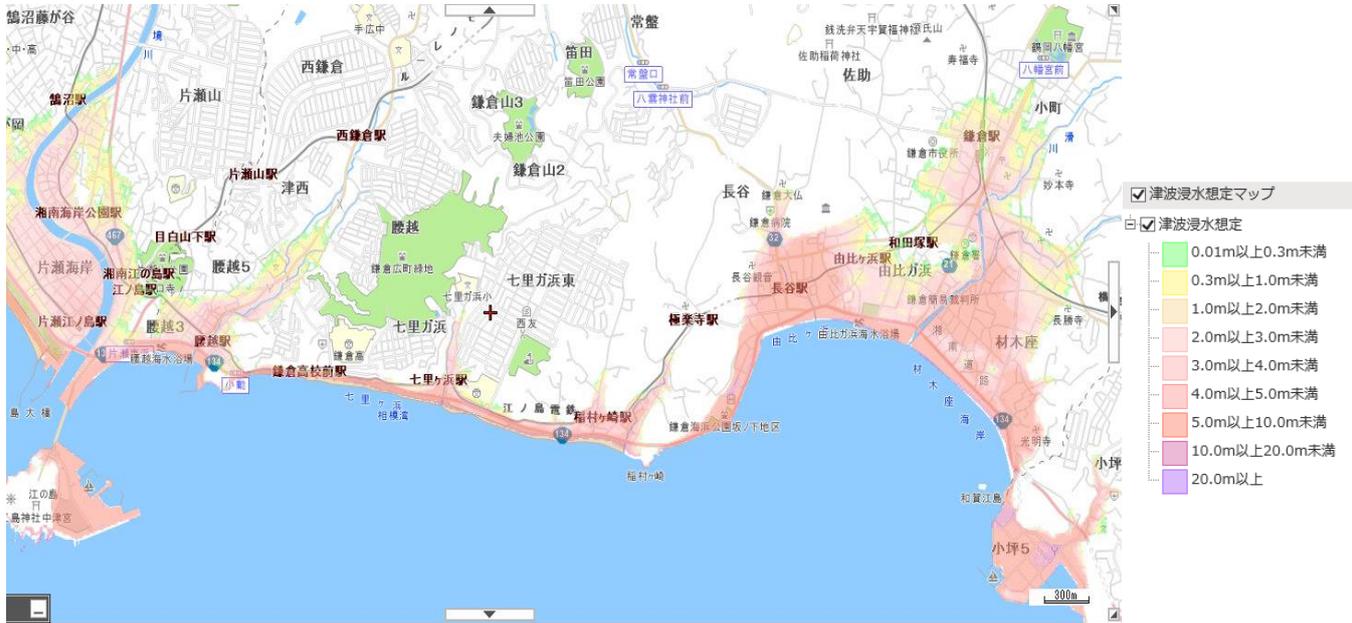
2 南海トラフ巨大地震

南海トラフを震源域とする、モーメントマグニチュード 9.0 の地震です。国が想定するあらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、本市が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、想定地震としました。発生確率は、30 年以内、70～80%とされ、市内では震度 5 弱から震度 5 強の揺れが予想されています。

3 津波浸水想定

県は、「津波浸水想定」の基となる津波浸水予測にあたっては、対象とする地震ごとに、浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）が最大となるよう、最も厳しい条件を想定し、重ね合わせた図面（津波浸水想定図）を作成し、図-2.2 のとおり想定しています。

図-2.2 神奈川県津波浸水想定図
 (「浸水域」と「浸水深」が最大となるよう重ね合わせた図面)



出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年（2015 年）3 月）
 から本市域を抜粋

第2 物的・人的被害等の想定

1 物的・人的被害等の想定

冬の平日 18 時、風向・風速は近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均を条件とした本市の物的・人的被害は、表-2.1 のとおり想定されています。

表-2.1 物的・人的被害の想定結果

被害の種類		想定地震		都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	元禄型関東地震(参考)	相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)
		全壊棟数	(棟)								
建物被害	全壊棟数	(棟)	720	1,080	70	1,840	3,250	13,400	15,000	19,160	
	半壊棟数	(棟)	4,740	6,050	200	1,680	1,520	12,880	13,320	12,100	
火災被害	出火件数	(箇所)	—	—	0	0	0	60	60	90	
	焼失棟数	(棟)	520	20	0	0	0	7,850	7,850	10,990	
自力脱出困難者		(人)	70	90	0	0	0	2,140	2,140	3,500	
災害時要配慮者	うち避難者数	高齢者数	(人)	1,270	1,820	110	1,450	1,940	13,300	13,810	15,950
		要介護度3以上	(人)	370	530	30	430	570	3,890	4,040	4,670
人的被害	死者数		(人)	30	50	110	460	800	2,530	8,550	13,490
	負傷者数		(人)	1,050	1,270	30	40	40	5,690	5,710	7,340
	(うち重傷者数)		(人)	40	50	0	0	0	370	370	510
避難者数	1～3日目	(人)	9,310	13,290	840	10,610	14,210	97,280	100,940	116,630	
	1か月後	(人)	9,310	10,790	480	7,520	11,300	77,660	81,430	99,990	
帰宅困難者数	直後	(人)	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	
	2日後	(人)	0	0	0	0	0	11,810	11,810	11,810	
津波による被害	建物	(棟)	1,640	0	290	3,750	4,990	2,350	5,240	8,470	
	死者数	(人)			110	460	800	1,920	7,940	13,080	

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年（2015 年）3 月）から本市分を抜粋

神奈川県地震被害想定によれば、大正型関東地震の場合、全半壊建物が 26,280 棟、火災による焼失が 7,850 棟であることから、市内の相当数量の建物が半壊以上の被害を受けると想定されます。また、死者数は 2,530 人、負傷者数は 5,690 人、地震 1 日～3 日目の避難者数は 97,280 人であり、本市の人口 177,047 人（令和 3 年 4 月）の約 55%が、避難者となることが想定されます。

また、南海トラフ巨大地震の場合、津波による建物被害が 4,990 棟となっていることから、沿岸部で多大な被害が発生すると想定されます。

2 ライフラインの被害想定

電力供給は、いずれの想定地震とも甚大な影響を被るものと想定されています。

本市の住宅総数 81,950 戸（平成 25 年（2013 年）住宅・土地統計調査）に対し、県が想定する地震のすべての停電件数想定が 125,950 軒（停電件数は街灯等を含む。）であることから、本市のほぼ全世帯が停電し、固定電話の回線が不通になると想定されます。なお、復旧には 7～12 日程度要すると想定されています。

上水道については、特に大正型関東地震の被害想定が 133,430 人であるのに対し、本市の人口が 177,047 人であることから、約 8 割近くが断水し、復旧には 49 日程度要すると想定されています。

下水道については、特に大正型関東地震の被害想定が 18,170 人であるのに対し、本市の人口が 177,047 人であることから、約 1 割が被害を受け、復旧には 132 日程度要すると想定されています。

都市ガスの供給も、大正型関東地震の場合の被害が大きく、約 8 割の世帯で供給が停止すると想定されています。

表-2.2 ライフライン被害の想定結果

被害の種類		想定地震								
		都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	元禄型関東地震参考	相模トラフ沿いの最大クラスの地震参考	
エレベーター停止台数 (台)		210	210	—	—	—	210	210	220	
ライフライン	電力	停電件数 (軒)	125,950	125,950	125,950	125,950	125,950	125,950	125,950	
	都市ガス	供給停止件数 (件)	0	0	0	0	0	65,960	65,960	
	LP ガス	ボンベ被害数 (戸)	160	160	0	0	0	210	210	
	上水道	断水人口 (人)	16,030	29,680	0	0	—	133,430	133,430	
	下水道	機能支障人口 (人)	6,250	6,260	1,240	1,250	1,280	18,170	18,170	
通信	不通回線数 (回線)	64,430	64,510	64,360	66,420	68,010	65,700	66,000		
震災廃棄物 (万トン)		32	37	2	35	57	340	367	464	

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年（2015 年）3 月）から本市分を抜粋

3 道路・鉄道の被害想定

神奈川県地震被害想定調査によると、大正型関東地震の場合の被害が最も大きく、J R、江ノ島電鉄、湘南モノレールとも全線が不通になると想定されています。

復旧に要する日数は、江ノ島電鉄は 9～13 日、湘南モノレールは、湘南江の島～西鎌倉間は 9～13 日、西鎌倉～大船間は 14 日以上、J R は、鎌倉～大船間は 9～13 日、それ以外の区間は 14 日以上と想定されています。

国道 134 号は、大正型関東大震災の場合の被害が最も大きく、材木座や稲村ガ崎付近が橋梁などで大規模損傷が想定される区間となっています。この場合、1 か月程度の通行止めとなることが想定されます。また、周辺市町を含めた細街路は、ほぼ 20%

以上が閉塞される想定となっています。

また、南海トラフ巨大地震及び大正型関東地震の場合、津波により、鉄道では、JR横須賀線及び江ノ島電鉄が、道路では、国道134号や緊急輸送路を含む多数の箇所が浸水すると想定されます。

そのほか、神奈川県地震被害想定調査で想定されていませんが、がけ崩れによる通行遮断も懸念されます。また、市内の主な道路は渋滞しやすく、地震が発生する時間帯によっては、渋滞中の車両の乗り捨て等により、緊急車両が通行できなくなるおそれもあります。

第3 本庁舎等の公共施設（市有）の被害想定

鎌倉市公共施設再編計画（平成27年（2015年）3月）等をもとに、大正型関東地震で想定される各公共施設（市有）での震度・液状化の想定と津波浸水の想定を表-2.3に整理しました。

本庁舎は、平成9年（1997年）から平成17年（2005年）にかけて行った耐震改修工事により、現行の建築基準法で要求される構造耐力と同等であるI_s値0.6以上となっていますが、これは大規模地震が発生した場合、建物が倒壊・崩壊等が起きないとされている最低ラインであり、地震発生後に建物の使用が可能であることを保証するものではありません。

また、地震による被害が本庁舎の送電エリア（送電設備）に及んだ場合は、長期の停電が発生することが想定されます。更に、什器類の散乱等による職員・来庁者への安全確保対策とともに、状況に応じた庁舎外への避難誘導ルートの確保も必要となります。

市営住宅は10住宅ありますが、このうち、建築年が昭和30年代から50年代の5住宅は、耐震化診断未実施又は一部未実施であり、揺れによる被害の発生が懸念されます。

津波を伴う地震では、腰越行政センター、鎌倉生涯学習センター、中央図書館、第一小学校、御成小学校、腰越中学校、由比ガ浜子どもセンター、だいいち子どもの家、おなり子どもの家、鎌倉市福祉センター、鎌倉体育館、見田記念体育館、鎌倉消防署、腰越出張所、七里ガ浜ポンプ場、西部ポンプ場、中部ポンプ場、極楽寺ポンプ場、南部ポンプ場等において津波の影響を受ける可能性があります。

表-2.3 公共施設（市有）の被害想定結果

分類	施設	住所	建築年度	耐震化	大正型関東地震		津波浸水想定 浸水域浸水深が最大の場合	
					震度	液状化		
本庁舎・支所等	本庁舎	御成町 18-10	S 44	改修済	7	E	△	
	腰越行政センター	腰越 864	H10	—	7	C	×	
	深沢行政センター	常盤 111-3	S 55	改修不要	7	E	○	
	大船行政センター	大船 2-1-26	S 40	改修済	7	E	○	
	玉縄行政センター	岡本 2-16-3	S 62	—	7	E	○	
生涯学習センター	鎌倉生涯学習センター	小町 1-10-5	S 57	改修済 (R2 改修)	6 強	E	×	
	玉縄学習センター分室	台 1-2-25	H10	—	7	E	○	
図書館	中央図書館	御成町 20-35	S 49	改修中	7	E	×	
博物館	鎌倉国宝館	雪ノ下 2-1-1	本館 S 3	改修済	6 強	E	○	
			新館 S 58	—				
	鎌倉歴史文化交流館	扇ガ谷 1-5-1	H16	—	7	C	○	
学校教育施設・ 小学校	第一小学校	由比ガ浜 2-9-55	校舎	S 40	改修済	7	E	×
			体育館	S 49	改修済			
	第二小学校	二階堂 878	校舎	S 42	改修済	6 強	E	○
			体育館	S 58	—			

二

<p>【地震危険度】 旧耐震基準の施設の対応状況を記載 (新耐震基準のものは「—」と記載)</p>	<p>【液状化危険度】 E：可能性が極めて高い D：可能性が高い C：可能性が低い B：可能性が極めて低い A：なし</p>	<p>【津波浸水想定】 ○：浸水想定範囲外 ×：浸水想定範囲内 △：一部浸水想定範囲内 以下同様</p>
------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------

表-2.3 公共施設（市有）の被害想定結果

分類	施設		住所	建築年度	耐震化	大正型関東地震		津波浸水想定
						震度	液状化	浸水域浸水深が最大の場合
学校教育施設・ 小学校	御成小学校	校舎	御成町 19-1	H10	—	7	E	×
		体育館		H10	—			
	稲村ヶ崎 小学校	校舎	極楽寺 3-2-3	S55	改修不要	6強	D	○
		体育館		S55	改修不要			
	七里ガ浜 小学校	校舎	七里ガ浜東	S50	改修済	6強	A	○
		体育館	5-3-2	S52	改修済			
	腰越小学校	校舎	腰越 5-7-1	S39	改修済	6強	B	○
		体育館		S51	改修済			
	西鎌倉 小学校	校舎	津 1069	S48	改修済	7	A	○
		体育館		S53	改修済			
	深沢小学校	校舎	梶原 1-11-1	S44	改修済	7	E	○
		体育館		S53	改修済			
	富士塚 小学校	校舎	上町屋 810	S51	改修済	7	A	○
		体育館		S53	改修済			
	山崎小学校	校舎	山崎 2500	S44	改修済	7	A	○
		体育館		S49	改修済			
小坂小学校	校舎	小袋谷 587	S60	—	7	E	○	
	体育館		S60	—				
玉縄小学校	校舎	玉縄 1-860	S40	改修済	7	E	○	
	体育館		S54	改修済				
植木小学校	校舎	植木 1	S59	—	7	A	○	
	体育館		S59	—				

表-2.3 公共施設（市有）の被害想定結果

分類	施設		住所	建築年度	耐震化	大正型関東地震		津波浸水想定
						震度	液状化	浸水域浸水深が最大の場合
学校教育施設・ 小学校	関谷小学校	校舎	関谷 468-1	S 53	改修済	7	E	○
		体育館		S 54	改修済			
	大船小学校	校舎	大船 2-8-1	S 52	改修済	7	E	○
		体育館		S 60	—			
	今泉小学校	校舎	今泉 2-13-1	S 46	改修済	6 強	A	○
		体育館		S 50	改修済			
学校教育施設・ 中学校	第一中学校	校舎	材木座 6-19-19	S 59	—	6 強	D	○
		体育館		S 59	—			
	第二中学校	校舎	西御門 1-7-1	H 22	—	6 強	A	○
		体育館		H 22	—			
	御成中学校	校舎	笹目町 2-1	S 41	改修済	6 強	A	○
		体育館		S 50	改修済			
	腰越中学校	校舎	腰越 4-11-20	S 52	改修不要	7	D	×
		体育館		H 16	—			
	深沢中学校	校舎	梶原 1-14-1	S 40	改修済	7	A	○
		体育館		S 47	改修不要			
	手広中学校	校舎	手広 5-7-1	S 57	—	7	A	○
		体育館		S 57	—			
	大船中学校	校舎	大船 4-1-25	H 28	—	6 強～7	E	○
		体育館		H 28	—			
	玉縄中学校	校舎	岡本 1100	S 48	改修済	7	E	○
		体育館		S 52	改修済			
	岩瀬中学校	校舎	岩瀬 840	S 55	改修済	6 強～7	一部E	○
		体育館		S 56	—			

表-2.3 公共施設（市有）の被害想定結果

分類	施設	住所	建築年度	耐震化	大正型関東地震		津波浸水想定
					震度	液状化	浸水域浸水深が最大の場合
教育支援教室	教育支援教室	大船 2-7-8	S63	—	6強～7	E	○
保育園・ 子育て支援センター	由比ガ浜保育園・鎌倉子 育て支援センター・障害 児通所施設	由比ガ浜 3-11-48	H29	—	7	E	×
	腰越保育園	腰越 5-11-17	S43	改修済	6強～7	D	○
	深沢保育園・深沢子育て 支援センター・障害児活 動支援センター	梶原 2-33-2	H19	—	7	A	○
	大船保育園	大船 2-10-24	H8	—	6強～7	E	○
	岡本保育園・玉縄子育て 支援センター	岡本 2-21-19	H27	—	7	E	○
	大船子育て支援 センター	大船 2135	H元	—	6強	A	○
子ども 青少年施設	鎌倉青少年会館・放課 後子どもひろばにかい どう・にかいどう子ど もの家「めだか」	二階堂 912-1	H12	—	6強	E	○
	玉縄青少年会館	玉縄 1-2-1	S45	改修済	7	A	○
	放課後子どもひろばだ いいち・だいいち子ど もの家「うみがめ」	由比ガ浜 2-9-13	H24	—	7	E	×

表-2.3 公共施設（市有）の被害想定結果

分類	施設	住所	建築年度	耐震化	大正型関東地震		津波浸水想定
					震度	液状化	浸水域浸水深が最大の場合
子ども 青少年施設	放課後子どもひろばお なり・おなり子どもの 家「こぼと」	御成町 18-10	H22	—	7	E	×
	放課後子どもひろばい なむらがさき・いなむら がさき子どもの家「いな ほ」	極楽寺 3-2-3	S55	改修不要	6強	A	○
	放課後子どもひろばし ちりがはま・ しちりがはま子ども の家「なみのね」	七里ガ浜東 5-3-3	H19	—	6強	A	○
	放課後子どもひろばこ しごえ・こしごえ子ども の家「かもめ」	腰越 5-2-10	H27	—	6強	A	○
	放課後子どもひろばに しかまくら・にしかまく ら子どもの家「こまど り」	津 1069	H29	—	6強	A	○
	放課後子どもひろばふ かさわ・ふかさわ子ども の家「すずめ」	梶原 1-11-1	H30	—	7	E	○
	深沢子ども会館	寺分 436-2	H26	—	7	A	○

表-2.3 公共施設（市有）の被害想定結果

分類	施設	住所	建築年度	耐震化	大正型関東地震		津波浸水想定
					震度	液状化	浸水域浸水深が最大の場合
子ども 青少年施設	放課後子どもひろばふじづか・ふじづか子どもの家「かなりや」	寺分 418-10	S57	—	7	A	○
	放課後子どもひろばやまさき・やまさき子どもの家「めじろ」	山崎 2456-1	S62	—	7	A	○
	放課後子どもひろばおおふな・おおふな子どもの家「つばめ」	大船 2-10-3	H2	—	6強～7	E	○
	放課後子どもひろばおさか・おさか子どもの家「ひばり」	大船 2135	H元	—	6強	A	○
	放課後子どもひろばいまいずみ・いまいずみ子どもの家「うぐいす」	今泉 2-13-1	H29	—	6強	A	○
	放課後子どもひろばたまなわ・玉縄子ども会館・たまなわ子どもの家「うさぎ」	玉縄 1-860	R2	—	7	A	○
	放課後子どもひろばうえき・うえき子どもの家「さわがに」	植木 66-6	H16	—	6強	A	○

表-2.3 公共施設（市有）の被害想定結果

分類	施設	住所	建築年度	耐震化	大正型関東地震		津波浸水想定
					震度	液状化	浸水域浸水深が最大の場合
子ども 青少年施設	放課後子どもひろばせ きや・せきや子どもの家 「やまゆり」	関谷 468-1	S53	改修済	7	E	○
福祉センター・ 福祉施設	鎌倉市福祉センター	御成町 20-21	H3	—	7	E	×
	名越やすらぎ センター	材木座 2-15-3	S47	改修済	6強	A	○
	今泉さわやか センター	今泉 3-21-23	S62	—	6強	A	○
	玉縄すこやか センター	玉縄 5-9-1	S58	—	6強	A	○
	教養センター	笛田 2-17-1	S56	改修不要	7	A	○
	腰越なごやか センター	津西 1-7-7	H29	—	6強	A	○
	あおぞら園	笛田 2-38-20	S52	改修不要	7	A	○
文化施設	鎌倉芸術館	大船 6-1-2	H5	—	7	E	○
	鎌倉文学館	長谷 1-5-3	S11	改修済	6強	A	○
	鏑木清方記念美術館	雪ノ下 1-5-25	H9	—	7	E	○
	川喜多映画記念館	雪ノ下 2-2-12	H21	—	7	E	○
	鎌倉彫振興事業所	由比ガ浜 3-4-7	S49	改修済	7	E	×

表-2.3 公共施設（市有）の被害想定結果

分類	施設	住所	建築年度	耐震化	大正型関東地震		津波浸水想定
					震度	液状化	浸水域浸水深が最大の場合
スポーツ施設	鎌倉体育館	由比ガ浜 2-9-9	S 45	改修済	7	E	×
	大船体育館	台 3-2-5	S 58	—	7	E	○
	見田記念体育館	由比ガ浜 2-13-21	H16	—	7	E	×
	鎌倉武道館	山崎 616-6	H 5	—	7	E	○
市営住宅	深沢住宅	寺分 448	S 35～S 54	改修 未実施	7	E	○
	笛田住宅	笛田 3-23	S 39～S 42	改修 未実施	7	E	○
	梶原住宅	梶原 4-2-2～4	S 42～S 43	改修未実施 (一部不要)	7	E	○
	梶原東住宅	梶原 4-2-8～9、5-1 ～4	S 46～S 52	改修未実施 (一部不要)	7	A	○
	岡本住宅	岡本 1324	S 45～S 48	改修 未実施	7	E	○
	諏訪ヶ谷ハイツ	津西 2-19	H 8	—	6強	A	○
	ベネッセレ湘南深沢 (借上げ型)	梶原 74	H 9	—	7	A	○
	笛田ロイヤルハイツ (借上げ型)	笛田 3-40-3	H10	—	7	E	○
	深沢セントラルハイツ (借上げ型)	笛田 1-1-11	H11	—	7	E	○
	レーベンスガルテン 山崎 (借上げ型)	山崎 1390	H13	—	7	E	○

表-2.3 公共施設（市有）の被害想定結果

分類	施設	住所	建築年度	耐震化	大正型関東地震		津波浸水想定
					震度	液状化	浸水域浸水深が最大の場合
消防施設	鎌倉消防署	由比ガ浜 4-1-10	S 49	改修済	7	E	×
	鎌倉市消防本部 大船消防署	大船 3-5-10	S 55	改修済	7	E	○
	腰越出張所	腰越 4-9-12	H28	—	7	B	×
	深沢出張所	手広 1-16-12	S 56	一部改修 不要	7	E	○
	浄明寺出張所	浄明寺 6-2-7	S 53	改修不要	6 強	A	○
	七里ガ浜出張所	七里ガ浜東 1-2-5	H23	—	6 強	A	○
	玉縄出張所	玉縄 2-5-2	S 48	改修済	7	A	○
	今泉出張所	今泉 2-4-25	H19	—	7	E	○
公園施設	鎌倉中央公園管理 事務所	山崎 1667	H 8	—	7	A	○
	笛田公園管理事務所	笛田 3-30-1	S 54	改修 不要	7	A	○
	鎌倉広町緑地管理 事務所	津 1133	H26	—	6 強	A	○
	夫婦池公園管理事務所	鎌倉山 2-2-2	H20	—	7	A	○
環境センター	名越クリーンセンター	大町 5-11-16	S 57	改修済	6 強	D	○
	今泉クリーンセンター	今泉 4-1-1	S 48	改修 未実施	6 強	B	○
	深沢クリーンセンター	笛田 3-24-1	S 59	—	7	A	○

表-2.3 公共施設（市有）の被害想定結果

分類	施設	住所	建築年度	耐震化	大正型関東地震		津波浸水想定
					震度	液状化	浸水域浸水深が最大の場合
環境センター	笛田リサイクルセンター	笛田 1-11-34	H 8	—	7	E	○
下水道施設	山崎浄化センター	山崎 354-2	H 5	—	7	E	○
	七里ガ浜浄化センター	七里ガ浜東 5-3-1	S 45	改修 未実施	6 強	A	○
	七里ガ浜ポンプ場	七里ガ浜東 2-2-7	S 46	改修 未実施	6 強	B	×
	西部ポンプ場	坂ノ下 34-16	S 46	改修 未実施	6 強	A	×
	中部ポンプ場	由比ガ浜 4-1-7	S 46	改修 未実施	7	E	×
	極楽寺ポンプ場	稲村ガ崎 1-15-33	S 56	改修 未実施	6 強	D	×
	南部ポンプ場	材木座 6-800-5	S 51	改修 未実施	6 強	A	×
	東部ポンプ場	二階堂 912-17	S 58	—	6 強	E	○
	玉縄調整池発電機棟	岡本 2-18-9	H 2	—	7	E	○
	台調整池ポンプ棟・上部利用建物	台 1-2-25	H10	—	7	E	○
	腰越調整池 (腰越行政センター)	腰越 864	H10	—	7	C	×
笛田調整池 (笛田リサイクルセンター)	笛田 1-11-34	H 9	—	7	E	○	

第3章

非常時優先業務

非常時優先業務（災害後優先すべき業務）を選定するため、「災害応急対策業務」と「優先度の高い通常業務」を抽出し、地震発生からの経過時間を考慮した検討を行いました。地震発生からの経過時間は、「直ちに」、「3時間以内」、「1日以内」、「3日以内」、「2週間以内」、「それ以降」としました。

災害応急対策業務は、地域防災計画に記載されている災害応急対策業務について「鎌倉市地域防災計画（地震災害対策編）平成31年（2019年）1月改定版」の項目単位で抜き出しました。また、地域防災計画に記載されていない発災後の応急業務については、「鎌倉市災害対策本部条例施行規則の事務分掌」に記載されている業務の中から抽出しました。

更に、地域防災計画に記載されていない優先度の高い通常業務と各業務の着手時間（目標）を設定するために、庁内各課への意見照会を行い次のとおり具体化しました。

【災害応急対策業務】

災害応急対策業務の一覧と、目標着手時間、職員参集等の状況から、その業務を目標時間に実施が可能か否かの判断、災害対策本部条例施行規則における事務分掌上の担当を表-3.1のとおり整理しました。

- 1 地域防災計画に記載されている災害応急対策業務・・・・・・・・・・132業務
- 2 地域防災計画に記載されていない発災後の応急業務・・・・・・・・・・8業務

災害応急対策業務のうち、「直ちに」、「3時間以内」、「1日以内」、「3日以内」、「2週間以内」に着手する業務は、次のとおりです。

◀「直ちに」着手する業務▶・・・・・・・・・・36業務

災害情報の収集・伝達、災害対策本部の設置、応急活動体制の確立から始まり、各部対応業務のうち、災害時広報、人命に関わる救助・救急、医療救護活動に着手するとともに、避難所開設のための準備・開設及び運営、緊急輸送体制の準備に入ります。所管施設を持つ部では、二次災害の防止対策（応急危険度判定、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡）に着手します。

津波の発生が予想される場合は、上記の対応に加え、時間に余裕のない状況の中で、市民等への情報伝達、避難指示などの重要な対応が発生します。

◀「3時間以内」に着手する業務▶・・・・・・・・・・13業務

活動体制の確立後、関係機関や医師会・歯科医師会・薬剤師会への応援・救援要請に関する対応、災害対策車両の調達・配車、輸送計画の作成及び輸送手段の確保に関する対応が始まります。

基本的には「直ちに」の段階から対応が始まる各部での対応となります。

◀ 「1日以内」に着手する業務 ▶ 54 業務

各部の応急対策活動が、この段階から始まります。

具体的には、り災者に対する当面の生活支援活動、行方不明者に関する相談窓口の設置、遺体処理に関する対策、災害時要援護者の状況把握及び避難所での安全確保、応急教育の準備、各種施設の応急復旧、災害廃棄物処理、ボランティア活動拠点の確保及び災害ボランティアセンターの運営などが開始されます。

◀ 「3日以内」に着手する業務 ▶ 19 業務

引き続き各部の応急対策活動が継続した状態であり、更に、り災者のニーズに応じた災害応急対策に従事することとなります。また、必要に応じて、災害廃棄物処理に関して他自治体へ応援を要請するとともに、基本方針を策定します。

この時期になると、住宅・建築物の被害認定調査の調査員を確保し、現地調査及びり災証明の発行に関する対応が発生します。

◀ 「2週間以内」に着手する業務 ▶ 15 業務

この段階においては、被災宅地の危険度判定、り災証明の発行、応急仮設住宅の建設、災害時要援護者に配慮した仮設住宅の建設等の対応等の対応が発生します。初期の混乱は収まり、災害応急対策業務のある程度のルーチン化も可能と考えられます。

また、救助・救急、消火活動における「惨事ストレス対策」は救助・救急に携わる職員のための対策ですが、り災者のための医療救護活動の「メンタルヘルスケア対策」が「3日以内」から着手とされていることから「3日以内」若しくはそれ以後であっても対応体制が整うのであれば、り災者のための「メンタルヘルスケア対策」と同時期から、2週間を待たずに対応することが望ましいと考えられます。

【優先度の高い通常業務】

地域防災計画では記載されない通常業務のうち、とくに優先度の高い業務について、庁内各課への意見照会結果を表-3.2 に示しました。ここで挙げた通常業務の履行については、業務実施に当たり応援職員を求める場合も想定しています。

平常時の業務（通常業務）のうち、継続・早期復旧が必要な業務 98 業務

表-3.1(1) 地域防災計画（地震災害対策編）における災害応急対策業務の着手時間目標

地域防災計画(応急対策計画)の構成			時間目標							災害対策本部条例施行規則 における事務分掌上の担当	業務実施内容、手順等
章	節	災害応急対策業務	直 ち に	3 時 間 以 内	1 日 以 内	3 日 以 内	2 週 間 以 内	そ れ 以 降			
5 応急活動体制	2 初動活動	1 地震直後の緊急措置							全ての部局 本部事務局、総務部(公的不動産活用班)	・被害状況の把握と初期消火・来庁者等の安全確保と避難誘導・危険箇所の立入規制と薬物、危険物に対する緊急防護措置 ・非常用自家発電機能や通信機能の確保	
		2 地震・津波情報の収集・伝達							全ての部局	・情報収集の指示・収集した情報の整理、分析・情報の共有・県防災行政通信網、市設置震度計、テレビ・ラジオ等による地震情報の収集と市民等への伝達	
		3 各部対応体制								全ての部局	・職員の安否確認、参集・庁舎、避難所等安全確認
	3 災害対策本部等の設置		1 災害対策本部(現地含む)の設置運営、連絡							本部事務局	・災害対策本部の設置・県及び関係機関へ通知・必要により、現地災害対策本部の設置・災害対策本部委員会の開催、運営
			2 災害活動用の臨時電話等の仮設							本部事務局(本部連絡班、地域班)、総務部、健康福祉部、都市景観部、教育部、避難所(ミニ防災拠点)班、消防部(警防班) 総務部(公的不動産活用班)	・MCA無線、衛星携帯所の開設 ・災害活動用臨時電話の仮設
			3 災害対策用車両の調達、配車								総務部(公的不動産活用班)
	4 職員の動員と配備		4 議会関係の連絡調整							議会部(議会班)	・議会内における連絡、調整・収集した情報の提供及び伝達
			1 動員の発令							本部事務局、総務部(総務班・職員班)、教育部(学務班)	・動員基準に基づく発令・災害の種類、規模、発生時期等に応じ、動員基準と異なる動員の発令
			2 職員の配備・招集							本部事務局、総務部(職員班)	・本部員招集・事態に応じた配備体制の協議・配備体制の連絡
	6 情報収集伝達・広報	1 緊急災害情報の収集	3 職員の派遣							本部事務局、総務部(職員班)	・国、県、他市町村に対し、職員の派遣要求・派遣職員の宿泊施設調整
			1 緊急災害情報の収集							全ての部局 本部事務局(本部連絡班、地域班)	・職員の参集過程での情報収集・インターネット、ライブカメラ等による情報収集 ・地域班による被災地区の情報収集・災害対策本部での集約・ドローン協会への応援要請
			2 災害情報の収集・伝達							本部事務局(本部連絡班)、消防部(警防班)	・事務局員による情報収集体制の確立・通信手段の確立・情報の整理、分析・全庁での共有化(関係課等への通知)・県等への随時の報告・行方不明者情報の収集・住家、私有建物等の被害調査・記録写真等の保存
2 災害時広報			2 コールセンターの運用							本部事務局(本部連絡班)	
			1 災害時広報の実施							本部事務局(秘書広報班)、消防部(鎌倉班・大船班)	・特定被災者、被災地域に対する情報伝達・広報活動(被害の状況、避難に関すること、応急対策の状況、給食、給水、防疫、臨時災害相談等)・放送機関、報道機関への要請(新聞、テレビ、ラジオ、民間情報誌)・通信手段の確保
			2 通信の運用							本部事務局(本部連絡班)、総務部(公的不動産活用班)	
7 広域連携・受援体制		1 応援要請	1 広域応援要請及び地方自治体・関係団体への応援要請の判断							本部事務局(本部連絡班)、消防本部	・指定地方行政機関、県及び他市町村等への応援要請の判断・協定締結団体に対する応援要請の判断・消防広域応援要請の判断
			広域応援及び地方自治体・関係団体への応援要請							本部事務局(本部連絡班)、消防本部	・指定地方行政機関、県及び他市町村等への応援要請・協定締結団体に対する応援要請
			協定締結団体等への応援要請の判断							全ての部局	・協定締結団体に対する応援要請の判断(建築業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会等)
		協定締結団体等への応援要請							本部事務局(本部連絡班)、全ての部局	・協定締結団体に対する応援要請(建築業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会等)	
		2 自衛隊に対する災害派遣要請	1 自衛隊派遣要請の判断、要請、活動内容、受入体制							本部事務局(本部連絡班)	・自衛隊の災害派遣要請・防衛大臣、地域担任部隊(陸自東部方面混成団(陸自31連隊))への通知
		3 広域応援の受入れ	1 応援の受入体制							本部事務局、総務部(職員班)、消防部(警防班)	・応援要請機関に対する情報提供と応援手段の協議・応援隊の誘導・応援隊の指揮又は指示
8 救助・救急、消火活動	2 消防職員・消防団員の動員及び参集	2 海外からの支援受入れ							本部事務局(本部連絡班)	・海外からの支援受入れ	
		1 消防職員、消防団員の動員及び参集							消防部(消防総務班)	・動員の発令・各課署から動員の伝達・消防団員の動員発令及び参集	
	3 救助・救急活動		1 救助・救急活動の方針、体制、事案把握、現場活動							消防部(鎌倉班・大船班)	・活動方針の確立・広域救助、救急体制の具体化・行方不明者捜索要領の具体化・他関係機関との連携・地域住民への協力要請・傷病者の搬送・署所仮救護所、現場仮救護所の設置及び応急救護活動
			2 仮救護所の設置							健康福祉部(市民健康班)、消防部(鎌倉班・大船班)	
	4 消火活動		1 情報の収集及び広報							本部事務局(秘書広報班)、消防部	・消火活動の優先順位の決定・安全避難の確保・出火防止の広報・火災の早期発見、鎮圧・通信施設の防護、非常電源の確保、無線施設の運用・燃料、資機材の確保
			2 惨事ストレス対策							総務部(職員班)、消防部	・職員等の惨事ストレス対策の実施・専門家(精神科医等)の派遣要請
9 医療救護活動	1 医療救護体制	1 市医師会・歯科医師会・薬剤師会等への救護部隊の派遣要請							本部事務局(本部連絡班)、健康福祉部(市民健康班)	・市職員による救護班の編成・救護部隊の派遣要請	
	2 救急医療活動	1 救護班の活動							本部事務局、健康福祉部(市民健康班)	・市救護所、仮設救護所での活動・傷病者のトリアージ・傷病者の応急処置・後方医療機関への転送・遺体の検案	
		2 県への救援要請							本部事務局(本部連絡班)、消防部(警防班)	・DMATの派遣要請、受入体制の確立・重傷者等の搬送方法の調整	

表-3.1(2) 地域防災計画（地震災害対策編）における災害応急対策業務の着手時間目標

地域防災計画(応急対策計画)の構成			時間目標						災害対策本部条例施行規則 における事務分掌上の担当	業務実施内容、手順等		
章	節	災害応急対策業務	直 ち に	3 時 間 以 内	1 日 以 内	3 日 以 内	2 週 間 以 内	そ れ 以 降				
9	医療救護活動	2 救急医療活動	3 医療救護情報の把握と提供						健康福祉部(市民健康班)、 消防部(警防班)	・医師会への応援要請・救護所(学校、医療機関(被災状況、DMAT派遣拠点)の状況把握等・医療関係情報の市民への提供(報道機関による放送、市HP、SNS等)・患者搬送先情報の把握と報道機関等への提供・EMIS(広域災害救急医療システム)の活用		
			4 医療器材の調達						本部事務局、 健康福祉部(市民健康班)	・協定に基づく出荷要請・県、関係機関への応援要請(医師、看護師、医薬品等)		
			5 ライフラインの確保						ライフライン事業者	・関係機関との連携による優先復旧・水、燃料確保のための輸送、補給体制の整備		
			6 メンタルヘルスクア対策						本部事務局、 健康福祉部(市民健康班)	・精神科医やボランティアの協力確保・県の施設との連携		
			7 難病・人工透析患者等への支援						本部事務局、 健康福祉部	・特に支援を要する者に対する医療の確保(県との連携)・クラッシュシンドロームによる急性腎疾患患者への対応・透析受入機関の把握		
			10 避難・被災者受入れ、保護対策	1 避難対策	1 避難指示等の伝達						本部事務局、 消防部	・避難対象地域、避難先の設定・警察、防災関係機関への協力依頼・自主防災組織等の活用・県への報告
			2 防災上重要な施設の避難誘導							全ての部局	・避難場所、経路、時間、誘導等の指示・伝達(学校、病院、工場等)	
2 避難所(ミニ防災拠点)の開設と運営	1 避難所の開設と運営(場所、入所)							本部事務局(本部連絡班)	・被害の状況、規模に応じた避難所(ミニ防災拠点)開設(判断)・避難所(ミニ防災拠点)に収容することが不可能な場合、補助(予備)避難所を開設・災害の状況、規模に応じた広域避難場所の開設・各避難所等の状況把握(避難者数、負傷者、要援護者、ペット、医療関係者・自主防災組織等)			
								総務部、健康福祉部、 都市景観部、 教育部、避難所(ミニ防災拠点)班	・避難所(ミニ防災拠点)の開設・避難所職員への指示(判断)・避難所開設時チェックリストによる点検・避難所の施設内への誘導・各避難所等の状況把握(避難者数、負傷者、要配慮者、ペット、医療関係者・自主防災組織等)・運営に関する関係者間での協議			
		2 避難所外避難者等への対応							健康福祉部	・要援護高齢者や障害者を対象とした福祉避難所の開設(社会福祉施設等) ・ボランティアセンター設置依頼(市社協へ)		
		3 姉妹都市等他市町村への避難先のあっせん							本部事務局(本部連絡班)	・避難所以外にいる避難者の把握・食糧、物資等の提供・情報の提供等		
		4 観光客等滞在外の域外移送							本部事務局(本部連絡班、商工班)	・観光客等滞在外の状況把握・JR鎌倉、大船駅等との対応検討・移送手段の調整、確保・滞在外への伝達、誘導		
11	生活救援活動	1 飲料水及び生活用水の確保・供給	1 飲料水及び生活用水の確保・供給						本部事務局(本部連絡班、商工班)	・一時滞在施設等の受入可能状況の把握・避難施設への協力、誘導等の要請・避難路の安全確認・帰宅困難者の把握・飲料水等の補給体制の確保(応急生活物資協定先(スパー)への依頼)・交通機関の運行状況の把握及び周知・各種情報提供・仏教会(神社)との連携・観光協会への依頼(外国人対応)・県への報告、協力要請		
			2 食糧の供給						本部事務局(本部連絡班、商工班)、 健康福祉部(健康福祉班)	・バス輸送との連携・鉄道の折り返し運転の要請		
			2 食糧の輸送と配布						本部事務局(本部連絡班、商工班)、 都市景観部(交通対策班)	・備蓄食糧の輸送・輸送協力要請・避難所での配布・在宅避難者への配布・物資集積拠点の開設・不足食料の確保		
			3 生活必需物資の調達・供給						環境部(美化衛生班)、 県(保健福祉事務所)	・県動物愛護センターへの連絡、保護収容の依頼・避難所との連絡、調整		
			4 救援物資の受入れ・配分						総務部(公的不動産活用班)、 水道局	・給水班の組織・飲料水の確保、応急給水用資機材の確保、応急給水の実施・協定締結事業者及び県営水道への協力要請		
			5 食糧の確保						本部事務局(本部連絡班、商工班)、 健康福祉部(健康福祉班)	・食糧供給対象者の検討・炊出しの要請・主食等の調達要請		
12	保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策	1 健康管理・防疫対策	1 飲料水及び生活用水の確保・供給						総務部(公的不動産活用班)、 本部事務局(商工班)、 健康福祉部(健康福祉班)	・備蓄食糧の輸送・輸送協力要請・避難所での配布・在宅避難者への配布・物資集積拠点の開設・不足食料の確保		
			2 生活必需物資の確保、配布						総務部(公的不動産活用班)、 本部事務局(商工班)、 健康福祉部(健康福祉班)	・物資供給対象者、種類の検討・協定締結業者等から調達・不足分の県への要請 ・輸送手段の調整、実施・避難所での配布・在宅避難者への配布		
			1 受入れ(方法、人員配置、輸送と配分)						本部事務局(本部連絡班)、 総務部(公的不動産活用班)	・救援物資ターミナルでの受入、輸送・受付、仕分け(人員配置) ・避難所等への輸送、配分		
			1 被災住宅の応急修理						都市整備部(都市整備班)	・応急修理をする被災住宅の選定・応急修理の範囲の検討・協定締結先への協力要請		
			2 応急仮設住宅の建設(供与)						本部事務局、都市景観部(都市景観班)、 都市整備部(都市整備班)	・入居者の認定・供与期間、運営管理要領の決定・建設戸数の算定、建設地の選定、応急仮設住宅の建設、民間住宅の借上		
		2 行方不明者に関する対応及び遺体の捜索	1 健康管理の実施						健康福祉部(市民健康班)	・保健福祉事務所との連携による健康相談等・訪問指導、訪問看護の実施・巡回栄養相談の実施		
			2 防疫対策						健康福祉部(市民健康班)、 環境部(美化衛生班)	・必要時、県への応援要請・公共場所の清浄化・自主防疫の指導・感染症患者の治療・防疫活動の周知・予防接種の実施		
			3 入浴機会の確保対策						本部事務局(本部連絡班)、 健康福祉部(健康福祉班)	・一般公衆浴場の再開支援・仮設入浴施設等の設置・自衛隊への支援要請		
			1 行方不明者に関する相談窓口の設置						総務部(調査班)、 健康福祉部(健康福祉班)	・相談窓口、相談電話の設置・行方不明対象者の区分捜査協力に関する関係機関との調整 ・捜査機関の延長に関する調整・遺体発見時の措置に関する調整・経費の負担調整		
			1 遺体の取扱						健康福祉部(健康福祉班)	・遺体の発見、通報処置の徹底・遺体収容施設の選定、開設・遺体の受入・遺体の検分、検視、検案の調整・身元確認の協力要請・引渡し手続き、実施		
3 遺体の処置、火葬	2 資機材の調達等						健康福祉部(健康福祉班)	・箱、遺体袋、仕切り板、洗浄用の水、ドライアイス、ビニール等の調達、確保・葬業者(協定締結先)への協力要請				

表-3.1(3) 地域防災計画（地震災害対策編）における災害応急対策業務の着手時間目標

地域防災計画(応急対策計画)の構成			時間目標						災害対策本部条例施行規則 における事務分掌上の担当	業務実施内容、手順等
章	節	災害応急対策業務	直 ち に	3 時 間 以 内	1 日 以 内	3 日 以 内	2 週 間 以 内	そ れ 以 降		
12	保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策	3 遺体の処置、火葬							本部事務局(秘書広報班)、健康福祉部(健康福祉班)	・広報に関する警察との協議
		4 広域相互火葬応援体制							本部事務局、総務部(調査班)、健康福祉部(健康福祉班)	・県による相互火葬応援体制確立の支援・葬祭業者(協定締結先)との協力体制の検討
13	災害時要援護者支援対策	1 災害時要援護者に関する確認及び支援	1 避難状況等の確認、情報伝達						本部事務局(本部連絡班)、総務部、健康福祉部、都市景観部、教育部	・避難誘導、避難状況の連絡・安否確認による避難状況等の確認(情報機器の活用)・コミュニケーション支援が必要な場合の支援・必要に応じた手話通訳者等の派遣
			2 外国人への配慮						本部事務局(本部連絡班)、健康福祉部	・避難誘導の実施・相談窓口の開設
		2 在宅災害時要援護者の安全確保	1 在宅災害時要援護者の状況把握及び避難所での安全確保						本部事務局(本部連絡班)、総務部、健康福祉部、都市景観部、教育部	・環境条件に配慮した避難・災害情報の提供・バリアフリー化・状況による適切な施設への移送
		3 社会福祉施設利用者、外国人の安全確保	1 受入先の確保及び移送の実施						本部事務局(本部連絡班)、健康福祉部	・社会福祉施設等による避難先の確保調整(災害対策本部への車等の要請)
			2 生活救援物資の優先供給						本部事務局(本部連絡班)、健康福祉部	・優先的な生活救援物資の供給
			3 ライフラインの優先復旧						都市整備部(下水道河川班)、ライフライン事業者	・各ライフライン事業者への早期機能回復のための調整、要請
		4 高齢者・障害者等に配慮した仮設住宅	1 高齢者・障害者向け仮設住宅の発注依頼						都市整備部(都市整備班)	・高齢者や障害者等の生活を考慮した住宅
			2 高齢者・障害者向け仮設住宅入居者への支援						健康福祉部	・生活支援員の配置
		5 仮設住宅地区における見守り活動の推進	1 入居災害時要援護者の安否確認及びニーズ把握						健康福祉部	・災害状況に応じた保護者への協力依頼
			2 災害時要援護者の生活支援の実施						健康福祉部	・保健師等による訪問活動
		3 住民相互の助け合い						本部事務局(本部連絡班)、健康福祉部	・仮設住宅地域でのコミュニティの育成・仮設住宅自治会の結成支援・地域の見守り	
14	応急教育	1 学校防災に関する対策	1 児童・生徒等保護対策						教育部(学務班)、健康福祉部(健康福祉班)	・避難実施計画に基づく児童生徒の保護(預かり場所、食糧の手配)・保護者への引渡し
			2 被害状況の把握等						都市景観部(建築指導班)、教育部(学務班、学校・学習施設班)	・施設設備の被害状況の把握・児童生徒等の被害状況の把握
			3 学校施設の応急対策						都市景観部(建築指導班)、教育部(学校・学習施設班)	・被害箇所及び危険箇所の応急対応・仮校舎の設置
			4 学校その他教育機関との連携						教育部(学務班)	
		2 避難所としての運営との両立	1 応急教育対策						健康福祉部(健康福祉班)、教育部(学務班・教育総務班)	・状況に即応した応急教育
			2 保育所等における応急対策(被害状況の把握等)						健康福祉部(健康福祉班)	・施設設備の被害状況・児童の安否、所在等の把握・避難所開設前に集まる避難者への対応
			3 保育所等における応急対策(応急保育の実施)						健康福祉部(健康福祉班)	・通所の可否による保育の実施・保育所等での対応・保護者への引取要請
3 保護者、地域との協力	1 保護者、地域との協力						本部事務局、教育部(学務班・教育総務班)	・災害状況に応じ、保護者への協力依頼		
15	文化財等の災害応急対策	1 情報の収集	1 被災情報の収集						教育部(学校・学習施設班)、都市景観部(都市景観班)	・被害状況の収集・文化財の応急措置の検討
		2 応急対策	1 被災現場の保存						教育部(学校・学習施設班)、都市景観部(都市景観班)	・被害を受けた文化財等現場保存・盗難防止措置・一時的な保管措置
			2 他機関との協議						教育部(学校・学習施設班)、都市景観部(都市景観班)	・被災状況の収集調査・文化庁及び県教育委員会への報告・国、県、所有者との協議
16	交通規制・緊急輸送対策	1 災害時交通規制	1 情報の収集と伝達及び交通の禁止、制限等						本部事務局(本部連絡班)、都市景観部(交通対策班)、都市整備部(道水路管理班)、県警察	・情報収集、伝達・交通の禁止、制限等・運転者としての措置
		2 緊急輸送	1 輸送計画の作成及び輸送手段の確保						本部事務局(本部連絡班)、総務部(公的不動産活用班)	・市による輸送車輛等の確保(船艇、鉄道車両、航空機(ヘリコプター))・燃料の確保(石油組合への依頼)・県への依頼調整
		2 緊急通行(輸送)車両の確認手続						本部事務局(本部連絡班)、総務部(公的不動産活用班)	・確認及び標章	

表-3.1(4) 地域防災計画（地震災害対策編）における災害応急対策業務の着手時間目標

地域防災計画(応急対策計画)の構成			時間目標						災害対策本部条例施行規則 における事務分掌上の担当	業務実施内容、手順等		
章	節	災害応急対策業務	直 ち に	3 時 間 以 内	1 日 以 内	3 日 以 内	2 週 間 以 内	そ れ 以 降				
16	交通規制・緊急輸送対策	2 緊急輸送	3 車両以外の輸送方法						本部事務局(本部連絡班)	・ヘリコプター、船舶、鉄道による輸送		
		3 緊急道路啓開	1 緊急啓開路線の選定、情報伝達						都市整備部	・緊急輸送路の指定調整(国道134号、県道21号等)・市道の緊急輸送路等の状況確認		
	4 公共交通網の応急対策	2 道路障害物除去	2 道路障害物除去						都市整備部、 県、ライフライン事業者、自衛隊、警察等	・市、警察署、自衛隊等防災関係機関相互の情報共有化・市民への広報		
		3 道路啓開用資機材の調達	3 道路啓開用資機材の調達						都市整備部、 都市整備部、 都市整備部	・倒壊建物等の障害物の除去時の警察等関係機関との連携・鎌倉市建設業協会への応援要請・所有者等への周知		
17	警備・救助、環境管理対策	1 震災に伴う環境汚染対策に係る措置						環境部(環境政策班)	・資機材確保のための状況把握・自衛隊からの支援			
18	ライフラインの応急復旧	2 下水道施設	1 下水道施設応急対策						都市整備部(下水道河川班)	・住民要望の把握・最低限の市道の確保		
		3 電力施設	2 危険予防措置	2 危険予防措置					本部事務局(秘書広報班)、 都市整備部(下水道河川班)	・活動組織の編成・初動措置・鉄道等の応急輸送対策・バスの応急輸送対策・通信、情報連絡体制・旅客に対する避難誘導		
			3 電力施設の応急復旧	3 電力施設の応急復旧					電力供給事業者	・工場等に対する一般的措置・保全対策の基本方針の確立・災害復旧に伴う環境保全		
	4 都市ガス施設	1 市民等への広報	1 市民等への広報						本部事務局(秘書広報班)、 ガス供給事業者	・被害状況の調査・施設の点検・応急復旧・二次被害の防止措置		
		2 ガス施設の応急復旧	2 ガス施設の応急復旧						電力供給事業者	・応急復旧の緊急度及び工法の検討・復旧資材及び作業員の確保・設計及び監督技術者の確保・復旧財源の措置		
	5 電話(通信)施設	1 電話(通信)施設の応急復旧対策	1 電話(通信)施設の応急復旧対策						本部事務局(秘書広報班)、 電話事業者	・被害状況、復旧見込み等の広報の実施		
		2 復旧順位	2 復旧順位						電話事業者	・被害状況、復旧予定等の把握・防災行政無線、報道機関等を通じて広報		
	19	廃棄物処理対策	1 ごみ収集・処理	1 収集・処理方法(ごみ処理施設、処理対策)の検討						環境部(清掃班)	・送電停止時の危険予防措置	
			2 し尿収集・処理	2 ごみ集積場所等の防疫	2 ごみ集積場所等の防疫						環境部(美化衛生班)	・復旧資材の確保・復旧の優先順位の決定
				3 不法投棄の防止	3 不法投棄の防止						環境部(美化衛生班)	・ガス供給停止時等の東京ガス(株)の状況把握・状況に応じた広報活動
3 災害廃棄物の処理		1 し尿の収集・処理(施設及び車両確保)	1 し尿の収集・処理(施設及び車両確保)						環境部(清掃班)	・2次災害の発生防止・被害の拡大防止・被災者の生活確保		
		2 他自治体等への応援要請	2 他自治体等への応援要請						本部事務局、 環境部	・被災状況把握・応急復旧対策		
		3 仮設トイレの設置等	3 仮設トイレの設置等						本部事務局(本部連絡班)、 環境部	・特殊公衆電話の臨時設置(避難所優先)・優先順位の選定		
20	被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動	2 災害相談の実施	1 災害相談の実施体制						環境部	・被害状況の把握、報告・施設の応急復旧措置・使用不能時の応援要請・収集及び持込の一時停止の判断・避難所のごみ対策・ごみ、し尿処理に関する注意書の作成、周知		
		3 応急金融対策の実施等	2 生業に必要な資金の貸与	2 生業に必要な資金の貸与						本部事務局、 総務部	・消毒薬の散布	
	4 物価の安定、物資の安定供給	3 り災者への災害見舞金等	3 り災者への災害見舞金等						健康福祉部(健康福祉班)	・不法投棄の防止(警察署や住民の協力要請)		
		4 り災証明書の発行	4 り災証明書の発行						健康福祉部(健康福祉班)	・委託収集業者による収集処理・近隣市や関係団体への応援要請		
		5 被災した生活保護世帯の応急対策	5 被災した生活保護世帯の応急対策						社会福祉協議会	・人員車輛等の応援要請等		
	21	災害救援ボランティアの受入れと活動	1 災害救援ボランティアの受入体制	1 活動拠点等の確保及び災害ボランティアセンターの運営						本部事務局(本部連絡班)、 環境部	・避難所への仮設トイレの設置、消毒	
			2 市民及び民間防災活動等	1 活動要請の手続き	1 活動要請の手続き					健康福祉部(健康福祉班)、 社会福祉協議会	・災害廃棄物等対策組織の設置・ごみ収集場所の指定・排出ルールの周知徹底	

表-3.1(5) 地域防災計画（地震災害対策編）における災害応急対策業務の着手時間目標

地域防災計画(応急対策計画)の構成			時間目標						災害対策本部条例施行規則 における事務分掌上の担当	業務実施内容、手順等	
章	節	災害応急対策業務	直 ち に	3 時 間 以 内	1 日 以 内	3 日 以 内	2 週 間 以 内	そ れ 以 降			
21	災害救援ボランティアの受入れと活動	2 市民及び民間防災活動等	2 活動の内容と事後の措置						本部事務局	・活動地への市職員の派遣 ・必要な資機材の確保 ・事後報告書の提出	
			3 民間団体等の受入れ						健康福祉部(健康福祉班)、 社会福祉協議会	・窓口(災害対策本部もしくは災害ボランティアセンター)設置 ・派遣先の指示 ・活動状況等の把握管理	
22	災害救助法の適用	2 災害救助法の適用基準と手続き	1 災害救助法の適用手続き						健康福祉部(健康福祉班)	・状況により、県への報告、情報提供	
23	二次災害の防止対策	1 水害・土砂災害対策	1 被災箇所、危険箇所の状況調査						本部事務局、 都市景観部、都市整備部、消防部(警防班)	・二次水害に対する応急対策 ・警戒避難体制の整備等 ・速やかな避難対策	
			2 建築物、構造物等の対策	1 建築物等(優先判定建築物)						本部事務局、 都市景観部(都市景観班、開発審査班、建築指導班)、都市整備部、消防部	・専門技術を持つ人材等の活用による緊急点検
				2 建築物等(その他の建築物)						都市景観部(都市景観班、開発審査班、建築指導班)、都市整備部、消防部	・応急危険度判定、標識表示 ・市民への説明
		3 被災宅地の危険度判定及び地盤沈下等による浸水対策	3 公共施設等							総務部(公的不動産活用班)、 都市整備部	・専門技術を持つ人材等の活用による緊急点検
			1 被災宅地の危険度判定							都市景観部(都市景観班、開発審査班、建築指導班)	・被災宅地危険度判定士の活用
				2 地盤沈下等による浸水等の対策							本部事務局
4 爆発物、有害物質等による二次災害対策	1 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡(二次災害の防止対策)							全ての部局	・危険物施設の点検、応急措置 ・有害物質の漏えいなど防止のため関係機関へ連絡		
25	津波災害応急対策計画	1 津波発生直前の対策	1 津波警報等の発表・伝達、避難指示						本部事務局(本部連絡班)、 消防部	・必要に応じ、住民への避難措置	
			2 市民の自主避難対応						本部事務局(本部連絡班)	・市民による主体的情報入手、呼びかけの促進	
			3 県等への報告						本部事務局(本部連絡班)	・県への報告、隣接市に連絡(避難指示を実施した場合)	
			4 市民等の避難誘導						本部事務局(本部連絡班)、 消防部	・避難誘導、防災対応	
		2 津波発生直後の情報の収集・連絡	1 津波情報の収集・伝達							本部事務局(本部連絡班)、 消防部	・津波警報・注意報等は、横浜地方気象台から県に連絡、県防災行政通信網により、即時に市に伝達
			2 住民への情報伝達(避難場所、津波情報等、避難指示の発令)							本部事務局(本部連絡班)、 消防部(大船班・鎌倉班)	・対象地域への避難指示の発令 ・防災行政用無線、防災安全情報メール、消防車・広報車等による呼びかけ
		3 事業者への注意喚起						本部事務局(本部連絡班)	・漁業事業者、交通事業者、観光事業者、商工業者への注意喚起		
○ その他	○ 鎌倉市災害対策本部条例施行規則の事務分掌に記載されているその他の業務	1 被災職員に関すること							全ての部局		
		2 災害対策の予算措置							総務部(財政班)		
		3 義援金品の受入れ							総務部(財政班)		
		4 復旧上必要な金融その他資金計画							総務部(財政班)		
		5 職員の健康管理							総務部(職員班)		
		6 職員の公務災害補償							総務部(職員班)		
		7 災害時における緊急支払							総務部(会計班)		
		8 消防団員等の公務災害補償							消防部(消防総務班)		

表-3.2(1) 地域防災計画では記載されない通常業務のうち特に優先度の高い通常業務の着手時間目標と必要職員数

災害応急対応時においても継続する可能性のある通常業務		時間目標						担 当
		直ちに	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	それ以降	
○ 通常業務(全部局)	部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関する事							全ての部局
	所管する施設の利用に関する事項							全ての部局
	部内の災害対策の活動計画に関する事							各部等総務担当課
	部内の庶務・経理に関する事							各部等総務担当課
	システムのバックアップに関する事							全ての部局
○ 通常業務(共生共創部)	市民からの相談に関する事			10				地域共生課
○ 通常業務(総務部)	文書の受領、発送に関する事			4				総務課
	公印の管理に関する事			4				総務課
	ガソリンの優先供給に関する事	3						総務課
	庁舎機能の維持に関する事	3						公的不動産活用課
	所管財産の管理に関する事				2			公的不動産活用課
	税情報やシステムのバックアップに関する事	4						納税課 (市民税課、資産税課)
	税情報の管理に関する事					4		納税課
	住民情報システムの運営管理に関する事						12	納税課
	住民情報システムの運営管理に関する事					4		納税課
	災害にかかる市税の減免事務に関する事					5		納税課
	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事						26	資産税課
	評価システム等の運営管理に関する事					6		資産税課
○ 通常業務(市民防災部)	自治会、町内会等市民組織の支援に関する事				2			地域のつながり課
	中小企業に対する資金融資に関する事					2		商工課
	中小企業に対する金融支援に関する事					2		商工課
	相談体制に関する事(商工会議所との連携)					1		商工課
	労働に関する調査並びに労働者団体及び労働関係機関との連絡及び協調に関する事					1		商工課
	事業主及び労働者との連絡調整に関する事				1			商工課
	労働相談に関する事					1		商工課
	財団法人湘南産業振興財団との連絡及び協調に関する事				1			商工課
	その他労働者の福祉に関する事				1			商工課
	住民基本台帳事務に関する事			5				市民課
	住民基本台帳事務に関する事			5				市民課
	戸籍に関する届出書の受理に関する事			5				市民課
	戸籍に関する届出書の受理に関する事			5				市民課
	戸籍に関する届出書の受理に関する事			3				各支所
	国民健康保険、後期高齢者医療制度資格管理業務に関する事				3			各支所
	○ 通常業務(こどもみらい部)	保育所運営(保育の実施)に関する事			87			
子どもの家業務に関する事				16				青少年課
○ 通常業務(健康福祉部)	生活保護費の経理に関する事				1			福祉総務課
	生活保護費の経理に関する事					1		福祉総務課
	福祉センターに関する事	2						福祉総務課
	福祉総合システムに関する事	2						福祉総務課
	日本赤十字社の事務援助に関する事				3			生活福祉課
	災害弔慰金の支給等に関するもの及び小災害に関する事					3		生活福祉課
	ホームレス対策に関する事					3		生活福祉課
	行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事					3		生活福祉課
	墓地、埋葬等に関する法に関する事					3		生活福祉課
	原子爆弾被爆者の援護に関する事					3		生活福祉課
	民生委員及び児童委員に関する事					2		生活福祉課

表-3.2(2) 地域防災計画では記載されない通常業務のうち特に優先度の高い通常業務の着手時間目標と必要職員数

	災害応急対応時においても継続する可能性のある通常業務	時間目標						担当
		直ちに	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	それ以降	
○ 通常業務(健康福祉部)	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施に関する事				11			生活福祉課
	医療機関との連絡調整に関する事				11			生活福祉課
	医療券の発行に関する事				11			生活福祉課
	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による老人ホームへの入所等の措置に関する事				5			高齢者いきいき課
	在宅生活支援サービスに関する事	2						高齢者いきいき課
	在宅生活支援サービスに関する事	0.5						高齢者いきいき課
	在宅生活支援サービスに関する事			0.5				高齢者いきいき課
	在宅生活支援サービスに関する事			1				高齢者いきいき課
	介護保険給付の給付管理に関する事	10						介護保険課
	介護保険給付の給付管理に関する事			4				介護保険課
	介護保険給付の給付管理に関する事			4				介護保険課
	介護保険給付の給付管理に関する事					3		介護保険課
	要介護認定に関する事			5				介護保険課
	要介護認定に関する事					4		介護保険課
	その他介護保険に関する事				3			介護保険課
	障害福祉サービス等の支給に関する事				5			障害福祉課
	自立支援医療の支給に関する事				3			障害福祉課
	妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する事				1			市民健康課
	国民年金に関する事					3		保険年金課
	国民健康保険事業に関する企画及び運営に関する事				3			保険年金課 市民防災部(支所)
	国民健康保険事業に関する企画及び運営に関する事					3		保険年金課 市民防災部(支所)
	国民健康保険事業に関する企画及び運営に関する事				3			保険年金課 市民防災部(支所)
	後期高齢者医療保険料の徴収その他の後期高齢者医療に関する事				3			保険年金課
	後期高齢者医療保険料の徴収その他の後期高齢者医療に関する事				3			保険年金課
	後期高齢者医療保険料の徴収その他の後期高齢者医療に関する事					3		保険年金課
	スポーツ活動の普及についての事項				1			スポーツ課
○ 通常業務(まちづくり計画部)	公法届出処理に関する事務	0.5						土地利用政策課
	国土法届出処理に関する事務	0.5						土地利用政策課
	(都市計画に関する企画、調査及び調整についての事項)都市計画情報提供に関する事				1			都市計画課
	(都市計画法等に基づく建築等の制限についての事項)都市計画法第53条第1項に基づく許可に関する事				0.5			都市計画課
	(都市計画法等に基づく建築等の制限についての事項)都市計画法第58条の2第1項に基づく届出に関する事				0.5			都市計画課
	(生産緑地の買取り等についての事項)生産緑地地区に関する対応				0.5			都市計画課 都市整備部 農水課
	測量成果の複製・使用に関する事					0.5		都市計画課
	放置自転車及び駐輪場対策に関する事						3	都市計画課
○ 通常業務(都市景観部)	公園及び緑地の被害状況調査及び記録、災害現場の応急措置及び復旧に関する事				13			みどり公園課
○ 通常業務(都市整備部)	道路占用、承認工事等の許認可業務に関する事					24		下水道管理課
	境界の確定・確認作業に関する事					12		下水道調査課
	地籍調査(官民境界等先行調査)に関する事					12		下水道調査課
	道路工事施工現場確認に関する事	10						道路課
	市営住宅の入居者管理に関する事				3			都市整備総務課
	市営住宅の建物管理に関する事					3		都市整備総務課
	台帳等のデータの閲覧等に関する事			2				下水道河川課、 下水道経営課
	災害復旧工事に関する事項			3				下水道河川課 浄化センター
	災害復旧工事に関する事項			4				下水道河川課 浄化センター
	汚水溢水の解消に関する事			5				下水道河川課、 作業センター 浄化センター
	都市整備部局他課からの災害対策応急業務依頼に関する事					30		作業センター
○ 通常業務(会計管理者)	支払、審査、入金、支払資金の確保に関する事	9						会計課
○ 通常業務(教育文化財部)	学校施設の管理に関する事項に関する事					6		学校施設課
○ 通常業務(消防本部)	災害時燃料確保に関する事	2						消防総務課
	救急受入れ病院等の把握に関する事	2						警防救急課 指令情報課

第 1 組織（部）別の対応業務の時系列展開

平常時の業務（通常業務）のうち、継続・早期復旧が必要な業務を含めた組織（部）別の対応業務を時系列ごとに表-3.3に整理しました。

表-3.3 から、各部の業務構成を以下のように分類しました。

- 地震・津波発生直後から数多くの災害応急対策業務に対応する部
- 災害応急対策業務とともに優先すべき通常業務にも対応する部
- 特定の災害応急対策業務に対応する部
- 通常業務を継続することによって災害応急対策を支える部

1 地震・津波発生直後から数多くの災害応急対策業務に対応する部

本部事務局として災害対策本部の立ち上げ・運営に従事し、全庁的な災害対策活動を支援するとともに、人命救助などの即応業務に従事する、市民防災部、共生共創部、消防本部が該当します。

本部事務局は二次災害の拡大防止に努めなければならないことから、ごく初動の段階においても必要最低限の判断ができる体制の確保が必要となります。

なお、消防本部の消防職員は常時 70 人弱が当直勤務しています。

2 災害応急対策業務とともに優先すべき通常業務にも対応する部

「直ちに」の段階から庁舎機能の維持、災害対策車両の確保、医療救護活動、避難対策、道路等の被害状況把握に従事するとともに、「1 日以内」から、災害対策活動と関連する優先すべき通常業務にも従事する、総務部、健康福祉部、都市整備部、会計管理者が該当します。

特に健康福祉部と都市整備部においては対応すべき業務が多く、対応職員の確保、あるいは業務の優先順位付けが重要となります。

3 特定の災害応急対策業務に対応する部

特定の災害応急対策業務に従事する部として、こどもみらい部、環境部、都市景観部、教育文化財部が該当します。

こどもみらい部は、災害対策本部設置後は健康福祉部に属することとなり、「直ちに」の段階から保育園・学童保育等の被害状況把握などの対応、環境部は一般及び災害廃棄物処理に関する対応、都市景観部は応急危険度判定・宅地危険度判定、教育文化財部は学校施設の被害把握・応急教育、文化財に関する対応を行います。

各部ともに関連施設の被害状況把握は「直ちに」からの対応となりますが、施設の応急復旧やその後の応急対応の多くは「1 日以内」からの着手となります。

表-3.3(1) 平常時の業務（通常業務）のうち継続・早期復旧が必要な業務を含めた組織（部）別の対応業務の時系列展開

■市民防災部（災害対策本部においては「本部事務局」）

※ ●印は主たる担当業務

市民防災部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 (第6章)	●地震直後の緊急措置 ●地震・津波情報の収集・伝達 ●各部対応体制 ●災害対策本部(現地含む)の設置運営、連絡 ●動員の発令 ●職員の配備・召集	●災害活動用の臨時電話等の開設	●職員の派遣要請			
情報収集・伝達・広報 (第6章)	●緊急災害情報の収集 ●地震情報・被害情報の収集・伝達 ●通信の運用【本部連絡班】	○コールセンターの運用【本部連絡班】				
広域連携・受援体制 (第7章)		●広域応援要請及び地方自治体・関係団体への応援要請の判断【本部連絡班】 ●広域応援及び地方自治体・関係団体への応援要請【本部事務局(本部連絡班)】 ●協定締結団体等への応援要請の判断【全ての部局】 ●協定締結団体等への応援要請【本部事務局(本部連絡班)、全ての部局】 ●応援の受入体制	●自衛隊派遣要請の判断、要請、活動内容、受入体制【本部連絡班】	●海外からの支援受入れ【本部連絡班】		
医療救護活動 (第9章)	○医療器材の調達 ○難病・人工透析患者等への支援	○市医師会・歯科医師会・薬剤師会等への救護部隊の派遣要請【本部連絡班】 ●県への救護要請【本部連絡班】	○救護班の活動	○メンタルヘルスクア対策		
避難・被災者受入れ、保護対策 (第10章)	●避難指示等の伝達 ●防災上重要な施設の避難誘導 ●避難所の開設と運営(場所、入所)【本部連絡班】	●県への報告・協力要請(帰宅困難者対策)【本部連絡班・商工課】 ●帰宅困難者の搬送【本部連絡班・商工課】	●避難所外避難者等への対応【本部連絡班】 ●他市町村に対する避難者の受入れ要請、移送手段確保、対象者への周知【本部連絡班】 ●移送手段、方法(観光客等滞在者の域外搬送)【本部連絡班・商工課】 ●食糧の確保【本部連絡班・商工課】 ●食糧の輸送と配布【商工課】 ●生活必需物資の確保、配布【商工課】 ●受入れ(方法、人員配置、輸送と配分)【本部連絡班】			
生活救援活動 (第11章)					○応急仮設住宅の建設	
保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策 (第12章)				○入浴機会の確保対策【本部連絡班】 ○広域相互火葬応援体制		
災害時要援護者支援対策 (第13章)		○避難状況等の確認、情報伝達【本部連絡班】 ○外国人への配慮【本部連絡班】	○在宅災害時要援護者の状況把握及び避難所での安全確保【本部連絡班】 ○受入先の確保及び移送の実施【本部連絡班】 ○生活救援物資の優先供給【本部連絡班】			●住民相互の助け合い【本部連絡班】
応急教育 (第14章)			○保護者、地域との協力			
交通規制・緊急輸送対策 (第15章)	●情報の収集と伝達及び交通の禁止、制限等【本部連絡班】	○輸送計画の作成及び輸送手段の確保【本部連絡班】 ○緊急通行(輸送)車両の確認手続【本部連絡班】 ○車両以外の輸送方法【本部連絡班】	○応急対策(公共交通網)【本部連絡班】 ●仮設・イレの設置等【本部連絡班】			
廃棄物処理対策 (第19章)				●他自治体等への応援要請		
被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動 (第20章)				●災害相談の実施体制		●調査・監視及び情報提供等(物価の安定、物資の安定供給)
災害救援ボランティアの受入れと活動 (第21章)			●活動要請の手続き ●活動の内容と事後の措置			
二次災害の防止対策 (第23章)	○建築物等(優先判定建築物) ○施設の点検、応急措置、関係機関への連絡(二次災害の防止対策)		●被災箇所、危険箇所の状況調査(水害・土砂災害対策) ●地盤沈下等による浸水等の対策			
津波災害応急対策計画 (第25章)	●津波警報等の発表・伝達、避難指示【本部連絡班】 ●市民の自主避難対応【本部連絡班】 ●県等への報告【本部連絡班】 ●市民等の避難誘導【本部連絡班】 ●津波情報の収集・伝達【本部連絡班】 ●住民への情報伝達(避難場所、津波情報等、指示の発令)【本部連絡班】 ●事業者への注意喚起【本部連絡班】					
その他	●被災職員に関すること ●システムのバックアップに関すること		●部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ●所管する施設の利用に関する事項(施設利用予約者への連絡・調整) ●部内の災害対策の活動計画に関すること【地域のつながり課】 ●部内の庶務・経理に関すること【地域のつながり課】 ●住民基本台帳事務【市民課】(住民基本台帳の適正な管理)(応急時における住民基本台帳に関する調査) ●戸籍に関する届出書の受理に関すること【市民課・支所】(出生、婚姻、死亡等の届出等)【市民課】(応急時における火葬許可証・埋葬許可証の発行)【市民課】(市民課の業務内容・時間目標に準ずる)【支所】			
通常業務				●自治会、町内会等市民組織の支援についての事項【地域のつながり課】(自治会、町内会との連絡調整) ●事業者及び労働者との連絡調整についての事項(市内事業所の被災状況について鎌倉商工会議所との連絡調整)【商工課】 ●財団法人湘南産業振興財団との連絡及び協働についての事項【商工課】(湘南労働者福祉サービスセンター業務に対する被災の影響について連絡調整) ●その他労働者の福祉についての事項(勤労者生活資金貸付制度の運用について中央労働金庫と連絡調整)【商工課】 ●国民健康保険、後期高齢者医療制度資格管理業務【支所】(保険年金課の業務内容・時間目標に準ずる)		●中小企業に対する資金融資に関すること【商工課】(緊急融資制度の創設) ●中小企業に対する金融支援に関すること【商工課】(利子補給・信用保証料補助等の強化) ●相談体制に関すること(商工会議所との連携)【商工課】(事業継続に関する情報提供等相談体制の設置) ●労働に関する調査並びに労働者団体及び労働関係機関との連絡及び協調についての事項【商工課】(事業所の被災に伴う解雇や雇用保険の手続き等について公共職業安定所、労働基準監督署との連絡調整) ●労働相談についての事項【商工課】(事業所の被災に伴う解雇や雇用保険の手続き等についての労働相談の実施)

表-3.3(2) 平常時の業務（通常業務）のうち継続・早期復旧が必要な業務を含めた組織（部）別の対応業務の時系列展開

■ 共生共創部（災害対策本部においては「本部事務局」）

※●印は主たる担当業務

共生共創部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 (第5章)	●地震直後の緊急措置 ●地震・津波情報の収集・伝達 ●各部対応体制 ●災害対策本部(現地含む)の設置運営、連絡 ●動員の発令 ●職員の配備・召集	○災害活動用の臨時電話等の開設	○職員の手配要請			
情報収集・伝達・広報 (第6章)	●緊急災害情報の収集 ●地震情報・被害情報の収集・伝達【本部連絡班】 ●災害時広報の実施【秘書広報班】 ○通信の運用【本部連絡班】	●コールセンターの運用【本部連絡班】				
広域連携・受援体制 (第7章)		○広域応援要請、及び地方自治体・関係団体への応援要請の判断 ○広域応援及び地方自治体・関係団体への応援要請 ○協定締結団体等への応援要請の判断 ○協定締結団体等への応援要請 ○応援の受入体制	○自衛隊派遣要請の判断、要請、活動内容、受入体制【本部連絡班】 ○海外からの支援受入れ【本部連絡班】			
救助・救急・消火活動 (第8章)	●情報の収集及び広報【秘書広報班】					
医療救護活動 (第9章)	○医療器材の調達 ○難病・人工透析患者等への支援	○市医師会・歯科医師会・薬剤師会等への救護部隊の派遣要請【本部連絡班】 ○県への救護要請【本部連絡班】	○救護班の活動	○メンタルヘルスクア対策		
避難・被災者受入れ、保護対策 (第10章)	○避難指示等の伝達 ●防災上重要な施設の避難誘導 ○避難所の開設と運営(場所、入所)【本部連絡班】	○県への報告・協力要請(帰宅困難者対策)【本部連絡班】 ○帰宅困難者の搬送【本部連絡班】	○避難所外避難者等への対応【本部連絡班】 ○他市町村に対する避難所の受入れ要請、移送手段確保、対象者への周知【本部連絡班】 ○移送手段、方法(観光客等滞留者の域外移送)【本部連絡班】 ○食糧の確保【本部連絡班】 ○受入れ(方法、人員、配置、輸送と配分)【本部連絡班】			
生活救援活動 (第11章)					○応急仮設住宅の建設	
保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策 (第12章)			●広報(遺体の処理、火葬)【秘書広報班】	○入浴機会の確保対策【本部連絡班】 ○広域相互火葬応援体制		
災害時要援護者支援対策 (第13章)		○避難状況等の確認、情報伝達【本部連絡班】 ○外国人への配慮【本部連絡班】	○在宅災害時要援護者の状況把握及び避難所での安全確保【本部連絡班】 ○受入先の確保及び移送の実施【本部連絡班】 ○生活救援物資の優先供給【本部連絡班】			○住民相互の助け合い【本部連絡班】
応急教育 (第14章)			○保護者、地域との協力			
交通規制・緊急輸送対策 (第15章)	○情報の収集と伝達及び交通の禁止、制限等【本部連絡班】	●輸送計画の作成及び輸送手段の確保【本部連絡班】 ○緊急通行(輸送)車両の確認手続【本部連絡班】 ●車両以外の輸送方法【本部連絡班】				
ライフラインの応急復旧 (第18章)			○応急対策(公共交通網)【本部連絡班】 ●市民への広報(下水道施設、電力施設、都市ガス施設)【秘書広報班】 ○電話(通信)施設の被害状況の把握【秘書広報班】			
廃棄物処理対策 (第19章)			○仮設トイレの設置等【本部連絡班】	○他自治体等への応援要請		
被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動 (第20章)				○災害相談の実施体制		●調査・監視及び情報提供等(物価の安定、物資の安定供給)
災害救援ボランティアの受入れと活動 (第21章)			○活動要請の手続き(市民及び民間防災活動等) ○活動の内容と事後の措置(市民及び民間防災活動等)			
二次災害の防止対策 (第23章)	○建築物等(優先判定建築物) ○施設の点検、応急措置、関係機関への連絡(二次災害の防止対策)		○被災箇所、危険箇所の状況調査 ○地震沈下等による浸水等の対策			
津波災害応急対策計画 (第25章)	○津波警報等の発表・伝達、避難指示【本部連絡班】 ○市民の自主避難対応【本部連絡班】 ○県等への報告【本部連絡班】 ○市民等の避難誘導【本部連絡班】 ○津波情報の収集・伝達【本部連絡班】 ○住民への情報伝達(避難場所、津波情報等、避難指示の発令)【本部連絡班】 ○事業者への注意喚起【本部連絡班】					
その他	●被災職員に関する事 ●システムのバックアップに関する事					
通常業務			●部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関する事 ●所管する施設の利用に関する事項(施設利用予約者への連絡・調整) ●部内の災害対策の活動計画に関する事【企画課】 ●部内の庶務・経理に関する事【企画課】 ●市民からの相談に関する事【地域共生課】 (緊急時における全庁的な相談業務に関する体制の調整)			

表-3.3(3) 平常時の業務（通常業務）のうち継続・早期復旧が必要な業務を含めた組織（部）別の対応業務の時系列展開

■ 総務部

※ ●印は主たる担当業務

総務部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 (第6章)	●地震直後の緊急措置 ●地震・津波情報の収集・伝達 ●各部対応体制 ●動員の発令【総務班・職員班】 ●職員の配備・召集【職員班】	●災害対策用車両の調達、配車【公的不動産活用班】 ●災害活動用の臨時電話等の開設	●職員の派遣【職員班】 ●災害活動用の臨時電話等の仮設【公的不動産活用班】			
情報収集・伝達・広報 (第6章)	●緊急災害情報の収集 ○通信の運用【公的不動産活用班】					
広域連携・受援体制 (第7章)		○協定締結団体等への応援要請の判断 ○協定締結団体等への応援要請 ○応援の受入体制【職員班】				
救助・救急・消火活動 (第6章)					○惨事ストレス対策【職員班】	
避難・被災者受入れ、保護対策 (第10章)	○防災上重要な施設の避難誘導 ●避難所の開設と運営(場所、入所) ●避難所外避難者等への対応					
生活救済活動 (第11章)			●飲料水及び生活用水の確保・供給【公的不動産活用班】 ●食糧の輸送と配布【公的不動産活用班】 ●生活必需品の確保、配布【公的不動産活用班】 ●受入れ(方法、人員、配置、輸送と配分)【公的不動産活用班】			
保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策 (第12章)			●行方不明者に関する相談窓口の設置 ●【調査班】			
災害時要援護者支援対策 (第13章)		●避難状況等の確認、情報伝達	●在宅災害時要援護者の状況把握及び避難所での安全確保			
交通規制・緊急輸送対策 (第16章)		●輸送計画の作成及び輸送手段の確保【公的不動産活用班】 ●緊急通行(輸送)車両の確認手続【公的不動産活用班】				
被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動 (第20章)				●災害相談の実施体制		●り災証明書の発行【調査班】
二次災害の防止対策 (第23章)	●施設の点検、応急措置、関係機関への連絡(二次災害の防止対策)【公的不動産活用班】		●公共施設等対策【公的不動産活用班】			
その他	●被災職員に関すること ●災害対策の予算措置【財政班】		●義捐金品の受入れ【財政班】 ●職員の健康管理【職員班】 ●災害時における緊急支払【会計班】			●復旧上必要な金融その他資金計画【財政班】 ●職員の公務災害補償【職員班】
通常業務	●システムのバックアップに関すること(システムのバックアップ、早期事業復旧) ●災害対策本部等の緊急行政の起点となる本庁舎の電源・動力系統等の復旧および代替措置検討【公的不動産活用班】 ●ガソリンの優先供給に関する事務【契約検査課】 ●税情報システムのバックアップに関すること(税情報システムのバックアップ、遠隔地保管のうえ、早期事業復旧)【納税課(市民税課、資産税課)】		●部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ●所管する施設の利用に関する事項(施設利用予約者への連絡・調整) ●部内の災害対策の活動計画に関すること【総務課】 ●部内の庶務・経理に関すること【総務課】 ●文書の受領・発送に関すること【総務課】 (国・県・他市町村などから送付される文書の受領、各課への配布及び発送) ●公印の管理に関すること【総務課】 (公印の管理、保管等)	●公的不動産活用課所管の土地・建物の災害利用に対する貸付・使用承認等の管理事務【公的不動産活用課】	●税情報の管理に関すること【納税課】 (納期の変更や徴収方法の調整等) ●住民情報システムの運営管理に関すること【納税課】 (証明書発行事務等) ●災害にかかる市税の減免事務に関すること【納税課】 (減免事務(調査等を含む)) ●評価システム等の運営管理に関すること【資産税課】 (資産税課個別システムの復旧)	●住民情報システムの運営管理に関すること【納税課】 (市税の徴収事務等) ●固定資産税・都市計画税の賦課に関すること【資産税課】 (土地・家屋・償却資産の調査及び評価等)

表-3.3(4) 平常時の業務（通常業務）のうち継続・早期復旧が必要な業務を含めた組織（部）別の対応業務の時系列展開

■こどもみらい部（災害対策本部においては「健康福祉部」）

※ ●印は主たる担当業務

こどもみらい部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 (第5章)	●地震直後の緊急措置 ●地震・津波情報の収集・伝達 ●各部対応体制	●災害活動用の臨時電話等の開設				
情報収集・伝達・広報 (第6章)	●緊急災害情報の収集					
広域連携・受援体制 (第7章)		○協定締結団体等への応援要請の判断 ○協定締結団体等への応援要請				
避難・被災者受入れ、保護対策 (第10章)	●防災上重要な施設の避難誘導 ●避難所の開設と運営(場所、入所)		●避難所外避難者等への対応 ○食糧の確保 ○食糧の輸送と配布 ○生活必需物資の確保、配布 ○行方不明者に関する相談窓口の設置 ○遺体の取扱 ○資機材の調達等 ○広報(遺体の処理、火葬)			
生活救援活動 (第11章)				○入浴機会の確保対策 ○広域相互火葬応援体制		
保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策 (第12章)						
災害時要援護者支援対策 (第13章)		●避難状況等の確認、情報伝達 ●外国人への配慮	●在宅災害時要援護者の状況把握及び避難所での安全確保 ●受入先の確保及び移送の実施 ●生活救援物資の優先供給		●入居災害時要援護者の安否確認及びニーズ把握 ●在宅災害時要援護者の生活支援の実施 ●住民相互の助け合い	●高齢者・障害者向け仮設住宅入居者への支援
応急教育 (第14章)	●児童・生徒等保護対策 ●保育所等における応急対策(被害状況の把握等)		●応急教育対策 ●保育所等における応急対策(応急保育の実施)			
被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動 (第20章)				○被災した生活保護世帯の応急対策	○り災者への災害見舞金等	○生業に必要な資金の供与
災害救援ボランティアの受入れと活動 (第21章)			○活動拠点等の確保及び災害ボランティアセンターの運営 ○民間団体等の受入れ			
災害救助法の適用 (第22章)			○災害救助法の適用手続き			
二次災害の防止対策 (第23章)	○施設の点検、応急措置、関係機関への連絡					
その他	●被災職員に関すること ●システムのバックアップに関すること					
通常業務			●部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ●所管する施設の利用に関する事項(施設利用予約者への連絡・調整) ●部内の災害対策の活動計画に関すること【こども支援課】 ●部内の庶務・経理に関すること【こども支援課】 ●保育所運営(保育の実施)【保育課】(未就学児の預かり) ●子どもの家業務【青少年課】(学童保育(16施設))			

表-3.3(5) 平常時の業務（通常業務）のうち継続・早期復旧が必要な業務を含めた組織（部）別の対応業務の時系列展開

健康福祉部

※ ●印は主たる担当業務

健康福祉部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降	
応急活動体制 (第6章)	●地震直後の緊急措置 ●地震・津波情報の収集・伝達 ●各部対応体制						
情報収集・伝達・広報 (第6章)	●緊急災害情報の収集	●災害活動用の臨時電話等の開設					
広域連携・受援体制 (第7章)		○協定締結団体等への応援要請の判断 ○協定締結団体等への応援要請					
救助・救急・消火活動 (第8章)	●仮救護所の設置【市民健康課】						
医療救護活動 (第9章)	●医療救護情報の把握と提供【市民健康課】 ●医療器材の調達【市民健康課】 ●難病・人工透析患者等への支援	●市医師会・歯科医師会・薬剤師会等への救護部隊の派遣要請【市民健康課】 ●救護班の活動【市民健康課】		●メンタルヘルスクア対策【市民健康課】			
避難・被災者受入れ・保護対策 (第10章)	○防災上重要な施設等の避難誘導 ●避難所の開設と運営(場所、入所)		●避難所外避難者等への対応 ○食糧の確保【健康福祉課】 ○食糧の輸送と配布【健康福祉課】 ○生活必需品の確保・配布【健康福祉課】 ○行方不明者に関する相談窓口の設置【健康福祉課】 ●遺体の取扱【健康福祉課】 ●資機材の調達等(遺体の処理、火葬)【健康福祉課】 ○広報(遺体の処理、火葬)【健康福祉課】				
生活支援活動 (第11章)							
保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策 (第12章)				●健康管理の実施【市民健康課】 ●防疫対策【市民健康課】 ●入浴機会の確保対策【健康福祉課】 ●広域相互火葬連携体制【健康福祉課】			
災害時要援護者支援対策 (第13章)		●避難状況等の確認、情報伝達 ●外国人への配慮	●在宅災害時要援護者の状況把握及び避難所での安全確保 ●受入先の確保及び移送の実施 ●生活支援物資の優先供給		●入居災害時要援護者の安否確認及びニーズ把握 ●在宅災害時要援護者の生活支援の実施 ●住民相互の助け合い	●高齢者・障害者向け仮設住宅入居者への支援	
応急教育 (第14章)	○児童・生徒等保護対策【健康福祉課】 ○保育所等における応急対策(被害状況の把握等)【健康福祉課】		○応急教育対策【健康福祉課】 ○保育所等における応急対策(応急保育の実施)【健康福祉課】				
被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動 (第20章)				●被災した生活保護世帯の応急対策【健康福祉課】	○り災者への災害見舞金【健康福祉課】	○生業に必要な資金の貸与【健康福祉課】	
災害救援ボランティアの受入れと活動 (第21章)			●活動拠点等の確保及び災害ボランティアセンターの運営【健康福祉課】 ●民間団体等の受入れ【健康福祉課】				
災害救助法の適用 (第22章)			○災害救助法の適用手続き【健康福祉課】				
二次災害の防止対策 (第23章)	○施設の点検、応急措置、関係機関への連絡						
その他	●被災職員に関する事 ●システムのバックアップに関する事(システムのバックアップ、早期事業復旧) ●福祉センターに関する事【福祉総務課】(被害状況調査、応急復旧作業) ●福祉総合システムに関する事(システムの復旧、稼働)【福祉総務課】 ●在宅生活支援サービスに関する事【高齢者いきいき課】(一人暮らし高齢者登録の管理、民生委員等との連携)(在宅福祉サービスセンターの施設管理に関する事) ●介護保険給付の給付管理に関する事【介護保険課】(介護保険サービス事業所の状況確認)		●部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関する事 ●所管する施設の利用に関する事項(施設利用予約者への連絡・調整) ●部内の災害対策の活動計画に関する事【福祉総務課】 ●部内の庶務・経理に関する事【福祉総務課】 ●在宅生活支援サービスに関する事【高齢者いきいき課】(配食サービスの利用に関する事)(緊急通報装置の利用に関する事) ●介護保険給付の給付管理に関する事【介護保険課】(介護保険サービス利用等に係る窓口相談業務(市民)(介護保険サービス利用等に係る窓口相談業務(事業所)) ●要介護認定に関する事【介護保険課】(要介護認定等に係る窓口相談業務) ●スポーツ活動の普及に関する事項【スポーツ課】				
通常業務			被災日以降に開催予定の行事等の参加者への周知※指定管理業務の行事については指定管理者と調整 ●生活保護費の経理に関する事【福祉総務課】(生活保護費の緊急払(追給)) ●日本赤十字社の事務援助に関する事【生活福祉課】(救護物資等の配布) ●生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施に関する事【生活福祉課】(生活保護受給者の支援および保護費等の支給) ●医療機関との連絡調整に関する事【生活福祉課】(生活保護受給者の受診時の調整) ●医療券の発行に関する事【生活福祉課】(生活保護受給者の医療券の発行) ●老人福祉法(昭和38年法律第133号)による老人ホームへの入所等の措置に関する事【高齢者いきいき課】(要援護者要配慮者に対する要援護老人ホーム入所措置の決定) ●その他介護保険に関する事【介護保険課】(介護システムの運営管理) ●障害福祉サービス等の支給に関する事【障害福祉課】(サービスの利用等にかかる相談業務、支給決定業務、障害程度区分の認定、審査会の開催) ●自立支援医療の支給に関する事【障害福祉課】 ●妊産婦の受付及び母子健康手帳の交付に関する事【市民健康課】(母子手帳の交付等) ●国民健康保険事業に関する企画及び運営に関する事【保険年金課】(国民健康保険資格確認事務)(国民健康保険の運営・管理) ●後期高齢者医療保険料の徴収その他の後期高齢者医療に関する事【保険年金課】(後期高齢者医療資格確認)(後期高齢者医療システムの運営・管理)			●生活保護費の経理に関する事【福祉総務課】(生活保護費の定例支給) ●ホームレス対策に関する事【生活福祉課】(ホームレスの実態調査及び支援) ●民生委員及び児童委員に関する事【生活福祉課】(民生委員及び児童委員に対する支援等) ●介護保険給付の給付管理に関する事【介護保険課】(介護保険サービス事業所への介護給付費の支払い) ●要介護認定に関する事【介護保険課】(介護認定審査会の開催)	●災害弔慰金の支給等に関するもの及び小災害に関する事【生活福祉課】(災害弔慰金等の支給業務) ●行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事【生活福祉課】(行旅死亡人の火葬等) ●墓地、埋葬等に関する法に関する事【生活福祉課】(墓地、埋葬等に関する法律第99条の該当者の火葬等) ●原子爆弾被害者の保護に関する事【生活福祉課】(被爆者保護手当の支給) ●国民年金に関する事【保険年金課】(資格関係の届出、裁定請求、年金保険料免除申請など) ●国民健康保険事業に関する企画及び運営に関する事【保険年金課】(国民健康保険加入・喪失の手続き、被保険者証の発行など) ●後期高齢者医療保険料の徴収その他の後期高齢者医療に関する事【保険年金課】(後期高齢者医療保険加入・喪失の手続き、被保険者証の発行など)

表-3.3(6) 平常時の業務（通常業務）のうち継続・早期復旧が必要な業務を含めた組織（部）別の対応業務の時系列展開

■環境部

※ ●印は主たる担当業務

環境部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 (第5章)	●地震直後の緊急措置 ●地震・津波情報の収集・伝達 ●各部対応体制					
情報収集・伝達・広報 (第6章)	●緊急災害情報の収集					
広域連携・受援体制 (第7章)		○協定締結団体等への応援要請の判断 ○協定締結団体等への応援要請				
避難・被災者受入れ、 保護対策 (第10章)	○防災上重要な施設の避難誘導			●ペット・動物の保護収容【美化衛生班】		
保健衛生、防疫、遺体 の処置に関する対策 (第12章)				○防疫対策【美化衛生班】		
警備・救助、環境管理 対策 (第17章)			●震災に伴う環境汚染対策に係る措置 【環境政策課】			
廃棄物処理対策 (第19章)			●収集・処理方法(ごみ処理施設、処理対策)の検討【清掃班】 ●し尿の収集・処理【清掃班】(施設及び車両確保) ●仮設トイレの設置等	●ごみ集積場所等の防疫【美化衛生班】 ●不法投棄の防止【美化衛生班】 ○他自治体等への応援要請 ●災害廃棄物処理実行計画作成の検討	●災害廃棄物等対策体制と処理の基本方針、収集・処理対策	
二次災害の防止対策 (第23章)	○施設の点検、応急措置、関係機関への連絡					
その他	●被災職員に関すること ●システムのバックアップに関すること(システムのバックアップ、早期事業復旧)					
通常業務			●部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ●所管する施設の利用に関する事項(施設利用予約者への連絡・調整) ●部内の災害対策の活動計画に関すること【環境政策課】 ●部内の庶務・経理に関すること【環境政策課】			

■まちづくり計画部（災害対策本部においては「都市景観部」）

※ ●印は主たる担当業務

まちづくり計画部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 (第5章)	●地震直後の緊急措置 ●地震・津波情報の収集・伝達 ●各部対応体制					
情報収集・伝達・広報 (第6章)	●緊急災害情報の収集	●災害活動用の臨時電話等の開設				
広域連携・受援体制 (第7章)		○協定締結団体等への応援要請の判断 ○協定締結団体等への応援要請				
避難・被災者受入れ、 保護対策 (第10章)	○防災上重要な施設の避難誘導 ●避難所の開設と運営(場所、入所) ●避難所外避難者等への対応					
災害時要援護者支援 対策 (第13章)		○避難状況等の確認、情報伝達				
交通規制・緊急輸送対 策 (第16章)	●情報の収集と伝達及び交通の禁止、制限等【交通対策班】		●応急対策(公共交通網)【交通対策班】			
二次災害の防止対策 (第23章)	○施設の点検、応急措置、関係機関への連絡					
その他	●被災職員に関すること ●システムのバックアップに関すること ●公法届出処理に関する事務【土地利用政策課】 (土地有償譲渡の届出処理/土地買取希望申出の処理) ●国土法届出処理に関する事務【土地利用政策課】 (土地売買等届出の処理)		●部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ●所管する施設の利用に関する事項 (施設利用予約者への連絡・調整) ●部内の災害対策の活動計画に関すること【市街地整備課】 ●部内の庶務・経理に関すること【市街地整備課】	●【都市計画に関する企画、調査及び調整についての事項】都市計画情報提供【都市計画課】 仮設建築物の建築を目的とした用途地域等の都市計画情報の提供 ●【都市計画法等に基づく建築等の制限についての事項】都市計画法第53条第1項に基づく許可【都市計画課】 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において仮設建築物の建築に対する対応 ●【都市計画法等に基づく建築等の制限についての事項】都市計画法第58条の2第1項に基づく届出【都市計画課】 地区計画区域内の仮設建築物の建築に対する対応 ●【生産緑地の買取り等についての事項】生産緑地地区に関する対応【都市計画課】 生産緑地地区内における、土地利用相談等を受けた場合の対応 ●測量成果の複製・使用【都市計画課】 (測量法第43条(測量成果の複製)及び第44条(測量成果の使用)に基づく申請に 対する承認)	●放置自転車及び駐輪場対策 【都市計画課】 (車両通行の妨げとなる自転車の整理 及び自転車等駐輪場・保管場所の管理 運営)	
通常業務						

■都市景観部

※ ●印は主たる担当業務

都市景観部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 (第5章)	●地震直後の緊急措置 ●地震・津波情報の収集・伝達 ●各部対応体制					
情報収集・伝達・広報 (第6章)	●緊急災害情報の収集					
広域連携・受援体制 (第7章)		○協定締結団体等への応援要請の判断 ○協定締結団体等への応援要請				
避難・被災者受入れ、 保護対策 (第10章)	○防災上重要な施設の避難誘導					
生活救援活動 (第11章)					●応急仮設住宅の建設【都市景観班】	
応急教育 (第14章)	○被害状況の把握等(学校防災)【建築指導班】		○学校施設の応急対策【建築指導班】 ○被災情報の収集(文化財等の災害応急対策)【都市景観班】 ○被災現場の保存(文化財等の災害応急対策)【都市景観班】			
文化財等の災害応急対 策 (第15章)				○他機関との協議(文化財等の災害応急対策)【都市景観班】		
二次災害の防止対策 (第23章)	●建築物等(優先判定建築物)【都市景観班・開発審査班・建築指導班】 ○施設の点検、応急措置、関係機関への連絡		●被災箇所、危険箇所の状況調査(水害・土砂災害対策) ●建築物等(その他の建築物)【都市景観班・開発審査班・建築指導班】		●被災宅地の危険度判定【都市景観班・開発審査班・建築指導班】	
その他	●被災職員に関すること ●システムのバックアップに関すること					
通常業務			●部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ●所管する施設の利用に関する事項 (施設利用予約者への連絡・調整) ●部内の災害対策の活動計画に関すること【都市調整課】 ●部内の庶務・経理に関すること【都市調整課】	●公園及び緑地の被害状況調査及び記録、災害現場の応急措置及び復旧に関すること【みどり公園課】		

表-3.3(7) 平常時の業務（通常業務）のうち継続・早期復旧が必要な業務を含めた組織（部）別の対応業務の時系列展開

■都市整備部

※ ●印は主たる担当業務

都市整備部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 (第5章)	●地震直後の緊急措置 ●地震・津波情報の収集・伝達 ●各部対応体制					
情報収集・伝達・広報 (第6章)	●緊急災害情報の収集					
広域連携・受援体制 (第7章)		○協定締結団体等への応援要請の判断 ○協定締結団体等への応援要請				
避難・被災者受入れ、 保護対策 (第10章)	○防災上重要な施設の避難誘導					
生活支援活動 (第11章)					●被災住宅の応急修理【都市整備班】 ●応急仮設住宅の建設【都市整備班】	
災害時要援護者支援 対策 (第13章)			●ライフラインの優先復旧【下水道河川班】		●高齢者・障害者向け仮設住宅の発注依頼【都市整備班】	
交通規制・緊急輸送対 策(第16章)	●情報の収集と伝達及び交通の禁止、制限等【道水路管理課】		●緊急啓開路線の選定、情報伝達 ●道路障害物除去 ●道路啓開資機材の調達	●市道の緊急復旧		
ライフラインの応急復 旧 (第18章)			●広報(下水道施設)【下水道河川班】	●下水道施設応急対策【下水道河川班】 ●復旧計画の策定(下水道施設)【下水道河川班】		
二次災害の防止対策 (第23章)	●建築物等(優先判定建築物) ○施設の点検、応急措置、関係機関への連絡		●被災箇所、危険箇所の状況調査(水害・土砂災害対策) ●公共施設等(建築物、構造物等の対策)	●建築物等(その他の建築物)		
その他	○被災職員に関する事 ●システムのバックアップに関する事 (システムのバックアップ、早期事業復旧) ●道路工事施工現場確認【道路課】 (施工中の工事現場の安全確認)		●部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関する事 ●所管する施設の利用に関する事項 (施設利用予約者への連絡・調整) ●部内の災害対策の活動計画に関する事【都市整備総務課】 ●部内の庶務・経理に関する事【都市整備総務課】 ●台帳等のデータの閲覧等に関する事【下水道河川課、下水道経営課】 (下水道台帳、下水道接続家屋データ等の閲覧や問合せに対応するための台帳等の保護・管理) ●災害復旧工事についての事項【下水道河川課・浄化センター】 (災害復旧工事の調査について) (災害復旧工事の設計、施工管理及び監督について) ●汚水溢水の解消【下水道河川課・作業センター・浄化センター】 (平常時の業務(通常業務)のうち、継続・早期復旧が必要な業務)		●市営住宅の入居者管理に関する事(市営住宅入居者の安否確認、被災状況の把握)【都市整備総務課】 ●市営住宅の建物管理に関する事(市営住宅の応急修理等)【都市整備総務課】 ●都市整備部局他課からの災害対策応急業務依頼【作業センター】 (地域防災計画に記載されていない災害対策応急業務)	●道路占用、承認工事等の許認可業務 【道水路管理課】 (インフラ整備のための許認可業務) ●境界の確定・確認作業【道水路管理課】 (道路境界の確定及び確認) ●地籍調査(官民境界等先行調査)に関する事 (官民境界の確定) 【道水路管理課】
通常業務						

■会計管理者

※ ●印は主たる担当業務

会計管理者	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
通常業務	●支払、審査、入金、支払資金の確保に関する事 (支払事務(口座払、納付書払、窓口払い)) (支払に伴う審査事務、口座振替事務など入金事務全般) (支払資金の確保)					

■議会事務局

※ ●印は主たる担当業務

議会事務局	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 (第5章)	●地震直後の緊急措置 ●地震・津波情報の収集・伝達 ●各部対応体制 ●議会関係の連絡調整					
情報収集・伝達・広報 (第6章)	●緊急災害情報の収集					
広域連携・受援体制 (第7章)		○協定締結団体等への応援要請の判断 ○協定締結団体等への応援要請				
避難・被災者受入れ、 保護対策 (第10章)	○防災上重要な施設の避難誘導					
二次災害の防止対策 (第23章)	○施設の点検、応急措置、関係機関への連絡					
その他	○被災職員に関する事 ●システムのバックアップに関する事 (システムのバックアップ、早期事業復旧)					
通常業務			●部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関する事 ●所管する施設の利用に関する事項 (施設利用予約者への連絡・調整) ●部内の災害対策の活動計画に関する事【議会総務課】 ●部内の庶務・経理に関する事【議会総務課】			

表-3.3(8) 平常時の業務（通常業務）のうち継続・早期復旧が必要な業務を含めた組織（部）別の対応業務の時系列展開

■教育文化財部

※ ●印は主たる担当業務

教育文化財部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 (第5章)	●地震直後の緊急措置 ●地震・津波情報の収集・伝達 ●各部対応体制 ●動員の発令【学務班】	●災害活動用の臨時電話等の開設				
情報収集・伝達・広報 (第6章)	●緊急災害情報の収集					
広域連携・受援体制 (第7章)		○協定締結団体等への応援要請の判断 ○協定締結団体等への応援要請				
避難・被災者受入れ、保護対策 (第10章)	○防災上重要な施設の避難誘導 ●避難所の開設と運営(場所、入所) ●避難所外避難者等への対応					
災害時要援護者支援対策 (第13章)		○避難状況等の確認、情報伝達				
応急教育 (第14章)	●児童・生徒等保護対策(学校防災)【学務班】 ●被害状況の把握等(学校防災)【学務班】		●学校施設の応急対策【学校・学習施設班】 ●学校その他教育機関との連絡【学務班】 ●応急教育対策【教育総務班・学務班】 ●保護者、地域との協力【教育総務班・学務班】 ●被災情報の収集【学校・学習施設班】 ●被災現場の保存【学校・学習施設班】			
文化財等の災害応急対策 (第15章)				●他機関との協議【学校・学習施設班】		
被災者等への情報提供・相談、物産の安定等に関する活動 (第20章)						●被災児童、生徒に対する学用品の配布【学務班】
二次災害の防止対策 (第23章)	○施設の点検、応急措置、関係機関への連絡					
その他	●被災職員に関する事 ●システムのバックアップに関する事(システムのバックアップ、早期事業復旧)					
通常業務			●部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関する事 ●所管する施設の利用に関する事項(施設利用予約者への連絡・調整) ●部内の災害対策の活動計画に関する事【教育総務課】 ●部内の庶務・経理に関する事【教育総務課】			●学校施設の管理に関する事項【学校施設課】 (被害のあった施設の修繕等)

■消防本部

※ ●印は主たる担当業務

消防本部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 (第5章)	●地震直後の緊急措置 ●地震・津波情報の収集・伝達 ●各部対応体制					
情報収集・伝達・広報 (第6章)	●緊急災害情報の収集 ●地震情報・被害情報の収集・伝達【警防班】 ●災害時広報の実施【鎌倉班・大船班】					
広域連携・受援体制 (第7章)		●広域応援要請及び地方自治体・関係団体への応援要請の判断【本部連絡班】 ●広域応援及び地方自治体・関係団体への応援要請【本部事務局(本部連絡班)】 ●協定締結団体等への応援要請の判断【全ての部局】 ●協定締結団体等への応援要請【本部事務局(本部連絡班)、全ての部局】 ●応援の受入体制【警防班】				
救助・救急、消火活動 (第8章)	●消防職員、消防団員の動員及び参集【消防総務班】 ●救助・救急活動の方針、体制、事業把握、現場活動【鎌倉班・大船班】 ●仮救護所の設置【鎌倉班・大船班】 ●情報の収集及び広報					
医療救護活動 (第9章)	●医療救護情報の把握と提供【警防班】	●県への救援要請【警防班】			●惨事ストレス対策	
避難・被災者受入れ、保護対策 (第10章)	●避難指示等の伝達 ●防災上重要な施設の避難誘導					
被災者等への情報提供・相談、物産の安定等に関する活動 (第20章)						●被災証明書の発行【鎌倉班・大船班】
二次災害の防止対策 (第23章)	○建築物等(優先判定建築物) ●施設の点検、応急措置、関係機関への連絡		●被災箇所、危険箇所の状況調査(水害・土砂災害対策)【警防班】 ○建築物等(その他の建築物)			
津波災害応急対策計画 (第25章)	●津波警報等の発表・伝達、避難指示 ●市民等の避難誘導 ●津波情報の収集・伝達 ●住民への情報伝達(避難場所、津波情報等、避難指示の発令)【大船班・鎌倉班】					
その他	○被災職員に関する事					●消防団員等の公務災害補償【消防総務班】
通常業務	●システムのバックアップに関する事(システムのバックアップ、早期事業復旧) ●災害時燃料確保に関する事【消防総務課】(消防車両・自家発電等の燃料確保) ●救急受入れ病院等の把握に関する事【警防救急課、指令情報課】(市域外の災害拠点病院への搬送・移送)		●部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関する事 ●所管する施設の利用に関する事項(施設利用予約者への連絡・調整) ●部内の災害対策の活動計画に関する事【消防総務課】 ●部内の庶務・経理に関する事【消防総務課】			

第4章

具体的な課題と対応措置等

非常時優先業務を滞りなく遂行するためには、人員体制、庁舎設備、通信設備、情報システム、備蓄等に関して事前の準備を整えておく必要があります。例えば、人員体制を強化するためには、第3章で整理した各部の非常時優先業務に順位を設定し、業務が集中する部を支える全庁的な体制の構築が必要です。

本章では、職員参集に関する事、非常時優先業務に関する事等を参考として、地震災害発生時における業務継続上の課題と対応措置等を整理しました。

第1 職員の参集・業務執行体制等に関する事

1 職員の参集について

大規模地震が発生した場合、その直後から職員は被災者の救援等のため、被災状況の把握、避難所の開設・運営、食糧・飲料水の供給、物資の調達や配布など、数多くの非常時優先業務に従事することになります。

地方公務員法第30条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

大規模地震発生時は、まさに全力を挙げて職員としての責務を果たさなければならないときであり、「一刻も早い参集」が、まず最初の重要な責務であることを強く肝に銘じておかなければなりません。

このため、職員は平時から大規模地震の発生を想定して、参集に必要な備えやシミュレーションを行い、参集を妨げる可能性のある事項は、あらかじめ解決しておき、万一発生した場合には安全を確保しながら、あらゆる手段を活用して迅速に参集するという心構えを養うことが必要です。

2 業務執行体制の確保について

(1) 職員の交代、休養

ア 災害時優先業務は、業務ごとの主管課を中心に実施する。この際、各部署に適切な指揮命令権者を確保することに留意する。

イ 災害対策本部は、業務に従事する職員数を継続的に把握し、随時、人員が不足している業務に職員を再配置する。

ウ 職員の勤務を持続可能なものとするため、休憩所・仮眠室の設置、食糧、トイレの確保等の措置を行う。

エ 職員が交代制（ローテーション）で勤務する場合の基本原則

(ア) 発災後数日間、交代要員を確保することが困難であると考えられる。

このため、各所属で参集職員の休憩や睡眠等について、2交代制を原則とし、状況に応じたローテーション体制を計画・管理して、業務執行体制を確実に維持する。

「参考」 柏崎市（中越地震）：24 時間ごとの 2 交代制
宮城県応援職員：1 日 3 交代制（8 時間交代）

・ 2 交代制勤務（一例）

《2 班 2 交代制勤務シフト》

①	08:00～翌 08:45													
②								翌 08:00～翌々 08:45						
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
①A 班	A 班	B 班	A 班	B 班	A 班	B 班	A 班	B 班	A 班	B 班	A 班	B 班	A 班	B 班
②B 班	B 班	A 班	B 班	A 班	B 班	A 班	B 班	A 班	B 班	A 班	B 班	A 班	B 班	A 班
休養日	B 班	A 班	B 班	A 班	B 班	A 班	B 班	A 班	B 班	A 班	B 班	A 班	B 班	A 班

《3 班 2 交代制勤務シフト》

①	08:00～20:45													
②								20:00～翌 08:45						
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
①	A 班	C 班	B 班	A 班	C 班	B 班	A 班	C 班	B 班	A 班	C 班	B 班	A 班	C 班
②	B 班	A 班	C 班	B 班	A 班	C 班	B 班	A 班	C 班	B 班	A 班	C 班	B 班	A 班
休養日	C 班	B 班	A 班	C 班	B 班	A 班	C 班	B 班	A 班	C 班	B 班	A 班	C 班	B 班

・ 3 交代制勤務（一例）

《3 班 3 交代制勤務シフト》

①	06:00～14:45													
②								14:00～22:45						
③								22:00～翌 06:45						
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
①	A 班	B 班	C 班	A 班	B 班	C 班	A 班	B 班	C 班	A 班	B 班	C 班	A 班	B 班
②	B 班	C 班	A 班	B 班	C 班	A 班	B 班	C 班	A 班	B 班	C 班	A 班	B 班	C 班
③	C 班	A 班	B 班	C 班	A 班	B 班	C 班	A 班	B 班	C 班	A 班	B 班	C 班	A 班

《4 班 3 交代制勤務シフト》

①	06:00～14:45													
②								14:00～22:45						
③								22:00～翌 06:45						
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
①	A 班	A 班	A 班	B 班	B 班	B 班	C 班	C 班	C 班	A 班	A 班	A 班	B 班	B 班
②	B 班	B 班	C 班	C 班	C 班	D 班	D 班	D 班	A 班	A 班	A 班	B 班	B 班	B 班
③	C 班	D 班	D 班	D 班	A 班	A 班	A 班	B 班	B 班	B 班	C 班	C 班	C 班	D 班
休養日	D 班	C 班	B 班	A 班	D 班	C 班	B 班	A 班	D 班	C 班	B 班	A 班	D 班	C 班

- (イ) 災害対策本部は、発災後4日目以降を基準に、職員の健康管理、体力及びモチベーション維持等のため、各部署が確実に交代体制を組むことができるよう、業務状況に応じ、人員の再配置を行うものとする。
 - (ウ) 原則として帰宅しない日が3日を越えて勤務することがないように配慮する。
 - (エ) 必要に応じ、外部からの応援職員やボランティアなどを要請し、外部の応援が得られた時点で、無理のないローテーション体制に移行する。
- (2) 職員の活動支援
- ア 家族の被災状況によっては、動員を免除（自宅待機の要件）する。また、透析を要する等障害のある職員の動員についても配慮する。
 - イ 職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、フォローアップに係る対策を講ずる。
 - ウ 職員の損耗を防止するため、感染症の予防対策を講ずる。このため、適切な報告、衛生管理の徹底等の各種手段を迅速かつ適切に実施し、感染症の蔓延を防止する。

第2 庁舎及び庁舎等の機能維持に関すること

1 庁舎

(1) 現状と課題

庁舎等の公共施設（市有）に関する耐震化の状況、地震・津波に対する危険性は、「鎌倉市公共施設再編計画（平成27年（2015年）3月）」及び神奈川県地震被害想定調査等を参考に、表-2.3に示したとおりです。

特に、災害対策活動の拠点となる本庁舎・支所、避難所となる市立小中学校は、地震による揺れ、液状化、がけ崩れ、津波等の影響を受けず、災害対策活動に支障を来さないことが重要です。

(2) 対応措置

ア 耐震診断、補強等

平成28年度（2016年度）に実施した本庁舎劣化調査・機能維持対策策定業務では、外壁、屋上防水、空調設備、衛生設備などの老朽化が進行している状況が報告され、本庁舎の機能維持を図るための対策として多くの提案がなされています。

これと並行し、平成29年（2017年）3月に策定した鎌倉市本庁舎整備方針においては、本庁舎は移転して整備することとしました。このことから、災害対応の拠点となる本庁舎の機能維持に係る、耐震補強改修や杭の補強改修等の大規模かつ多額の費用を必要とする対策については、移転までの費用対効果を踏まえ、方針を定めることとしています。

庁舎内の安全対策は、地震の揺れによる天井落下・什器類転倒等による職員・来庁者等への危険を回避するため、危険箇所の早期発見に努め、継続的に補修等を行い安全確保に努めます。

イ 代替施設の検討、確保

本庁舎の耐震補強改修（平成17年度（2005年度）完了）後の I_s 値は0.62となっており、本庁舎劣化調査被害想定では、震度6強以上の地震が発生した場合には中破から大破となる可能性があります。更に、津波により地下に設置している受変電設備が浸水した場合は、受電が不可能となりライフラインが停止するなど本庁舎が使用できなくなる場合も想定されます。このため、非常時優先業務を実施するための代替施設や他の公共施設への分散化について検討、確保することが必要です。

本庁舎被災時における代替施設候補は、表-4.1のとおりです。

表-4.1 本庁舎被災時における代替施設候補

項目 施設	建 築		津波 浸水 想定	電 力		課題点
	延床 面積 (m^2)	I_s 値		発 電 機 設 備 (KVA)	簡易用 発電機	
深沢行政センター	3093.09	0.96	○	-	2KVA×1	液状化
腰越行政センター	3233.14	※0.75相当以上	×	100	-	津波
大船行政センター	1723.42	0.79	○	-	-	液状化
玉縄行政センター	2349.63	※0.6相当以上	○	-	-	液状化

※新耐震基準の建物であり、 I_s 値は比較のため、設計条件から想定。(新耐震基準の場合) $I_s=0.6$ 相当以上、さらに重要度係数 1.25 としている場合、 $I_s=0.75$ 相当以上)

震災等災害発生後、速やかに本庁舎の点検・応急危険度判定を行うとともに代替施設の被災状況の把握を行い、本庁舎の継続利用についての判断の結果、継続利用が不可能となった場合、代替施設において非常時優先業務を行うこととします。

代替施設としては、現在、代替施設候補一覧の中で、液状化の課題があるものの、耐震性が高く津波の浸水域外であること、延べ床面積の広さ等を総合的に考慮し、「深沢行政センター」を1次代替候補とします。深沢行政センターが被災等で利用できない場合、津波の可能性がない限り、耐震性が高く発電機設備を設置している「腰越行政センター」を2次代替候補とします。

また、災害対策本部は、第3分庁舎に設置しますが、被災等のため使用が不可能となった場合は、鎌倉市消防本部庁舎内(大船)に設置します。この場合の設置要領については、そのときの状況により定めることとします。

2 電力

(1) 現状と課題

電力が停止すると、以下の事態が発生することが想定され、災害対策全般だけでなく、本庁舎としての機能維持にも影響を与える可能性があります。

ア 各業務システムが利用できないことにより業務効率が低下する。

イ 電話やインターネットなどの通信が使用できなくなる。

ウ 防災行政用無線による情報発信ができなくなる。

エ 庁舎等の受水槽から送水できなくなる。(飲料水等の供給停止)

オ 冷暖房設備が使用できなくなる。

カ 停電発生時に備え、自家発電設備を設置しているものの、下水道終末処理場等の施設が稼働できなくなる。

このように、電力供給が停止する影響は、本庁舎が行う多くの業務に影響を与えます。震度6強以上の地震が発生し、津波も発生する想定のもと、電力供給停止を想定した場合の庁舎機能について被害想定を行い、影響の範囲を把握するとともに、事前に準備しておくべき対策を検討しておく必要があります。

また、クリーンセンターや浄化センターが稼働できなくなると、一般廃棄物や下水処理が滞り、環境部や都市整備部の業務が一時的に停止するおそれがあります。

(2) 対応措置

ア 本庁舎の電源対策

商用電力停電時に使用できる発電機の送電量は限りがあるため、非常用発電機と簡易用発電機を併用し、非常時優先業務を行う執務室への効率的な電力供給を行うこととします。非常用発電機の運転が可能な場合は、375KVA 非常用発電機と5.5KVA の簡易用発電機14台(総合防災課2台、教育文化財部2台含む。)を効率よく使用し、非常用発電機が使用できない場合は、簡易用発電機を使用し電力供給を行います。

また、簡易用発電機に使用する燃料（ガソリン）を保管するため、平成 28 年度（2016 年度）に少量危険物倉庫を設置しました（保管量ガソリン 1900）。設置場所は、津波の被害を受ける危険性が低い第 2 分庁舎（NPO センター）下に、土台を 50cm かさ上げしたうえで設置しています。

イ 送電場所の選定

災害後の本庁舎での非常時優先業務場所の選定条件として、大地震発生後は余震等の危険な状態が想定されるため、緊急時に屋外退避が早急に行えるよう 1 階、2 階の低層階を使用することとし、以下の送電場所を選定します。

表-4.2 本庁舎災害停電時各階フロア一送電状況

庁舎	場所	非常用発電機運転時と 簡易用発電機を併用使用		簡易用発電機のみ使用	
		状況	内容	状況	内容
本庁舎	地階	△	通路照明、照明 ・コンセント(機械室周辺が可 能)	×	停電
	1階	○	通路照明、照明 ・コンセント(環境部周辺は不 可)	△	照明・コンセ ント (サーバー室・市 民課・納税課周 辺が可能)
	2階	○	通路照明、照明 ・コンセント	△	照明・コンセ ント(総務課周辺が 可能)
	3階	△	通路照明、照明 ・コンセント(必要な一部執務室 に送電)	×	停電
	4階	△	通路照明、照明 ・コンセント(電話交換室・必要 な一部執務室に送電)	×	停電
第3分庁舎	1階	◎	通路照明、照明 ・コンセント・エアコン	×	停電
	2階	◎	通路照明、照明 ・コンセント・エアコン	○	通路照明、照明 ・コンセント
第4分庁舎	1階	◎	通路照明、照明 ・コンセント・エアコン	×	停電
	2階	◎	通路照明、照明 ・コンセント・エアコン	×	停電
第2分庁舎 (NPOセンター)	1階	×	停電	×	停電
	2階	×	停電	×	停電

◎：制限なし：通常使用可能

○：制限あり：全体が使用可能となるが、一部停電箇所発生

△：制限あり：全体が使用不可となり、一部使用可能

×：停電：すべて使用不可能

※ 本庁舎機能維持実施計画（平成29年（2017年）12月）」より抜粋

鎌倉水道営業所2階事務所における災害停電時送電状況

庁舎	場所	簡易用発電機のみ使用	
		状況	内容
教育文化財部	2階	○	照明、コンセント (教育総務課周辺に送電)

○：制限あり：全体が使用可能となるが、一部停電箇所発生

※ 神奈川県企業庁鎌倉営業所の非常用発電機から2階事務所へは送電されない。

ウ 計画停電を考慮した業務継続

平成23年（2011年）3月の東日本大震災直後は、地震、津波による設備被害や原発事故に伴う電力供給低下により東京電力管内で輪番停電実施を伴う電力危機が発生し、同年夏季には原発停止の影響が大きくなる中、東北電力・東京電

力・関西電力などの管内で、平成23年（2011年）～平成24年（2012年）冬季には原発停止により関西電力・九州電力管内でそれぞれ節電が実施されました。神奈川県地震想定によれば、想定するすべての地震において、本市のほぼ全世帯が停電する予測となっており、計画停電を考慮した業務継続を検討しておく必要があります。

計画停電が実施される場合においても、上記ア、イ項に準じて送電場所を選定し、必要な業務が継続できるよう計画します。

第3 電話・通信等に関すること

1 電話

(1) 現状と課題

地域の電話回線が利用可能であっても、庁舎内に設置している電話交換機の転倒、故障及び電源の喪失等により、電話が使用不能となる可能性があります。また、災害発生時には被災地内での電話が集中し、固定電話や携帯電話（通話）は使用できなくなるおそれもあります。

このため、本市では災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するための重要通信を確保するために、災害時優先電話設定をしています。配分に当っては、事態に応じ、番号交付の優先順位を定め、配分することとします。

「災害時優先電話」に指定された回線については、災害発生時に輻輳して受発信が統制された場合でも、優先的な発信が可能となります。災害対策本部や地域活動拠点となる支所、避難所（ミニ防災拠点）、県、警察・消防などの関係機関との連絡、首長（市長）や指揮系統の管理職との連絡時に使用します。

また、災害対策本部、消防、各支所及び避難所等重要な部署には、防災用デジタルMCA無線機を設置しています。さらに、災害対策本部、消防及び各支所には衛星携帯電話を設置しています。これらは、電話が通じない場合の補完対策として有効な手段となります。

携帯電話のメール機能は、平成16年（2004年）新潟県中越地震において、固定電話、携帯電話（通話）と比較して有効でした。現在、職員が個人で所持する携帯電話やスマートフォンを防災安全情報メールや職員メールに登録するとともに、各部等単位の緊急連絡網を整備することにより、職員の安否確認や参集状況の把握、部課内での緊急連絡など、災害発生時における緊急連絡体制を整備しています。

(2) 対応措置

ア 電話交換機の転倒防止対策等

交換機の転倒による故障で電話機が使用不能にならないよう、転倒対策を講じています。

イ 電話交換機の電源対策

本庁舎の電話交換機は停電時に非常用発電機の非常用回路に接続されており、また、地下受変電室の水没等により非常用発電機が停止した場合でも、電話交換

機専用の発電機が起動し、通信機能を確保するよう対応しています。

2 防災行政用無線

(1) 現状と課題

防災行政用無線は、地震や台風をはじめとする気象情報や本市から伝達する防災情報等を屋外スピーカーから放送し、市民へ伝達する設備です。

地震や津波などの影響を受け、電源が喪失すると使用不能となる可能性があります。

(2) 対応措置

防災行政用無線は、内部非常用電池を有しており、停電時には 20 時間以上の動作が可能となっています。それ以降は非常用発電機又は簡易用発電機により継続して電源を維持できるよう、簡易用発電機の燃料を確保することが必要です。

第4 情報システム・重要データの保全に関すること

1 情報システム・重要データの保全に関すること

(1) 現状と課題

住民情報・税関連等の情報資産を扱っているコンピュータが設置されている建物は、揺れにより倒壊してはならず、室内においてもサーバー等の転倒・転落が発生してはならず、電力が安定的に供給され、冷却装置も稼動し続けていなければならず、いかなることが発生しても、重要データを保全しなければなりません。

通常業務で使用している文書や図面等のデータが失われると、応急対策活動の着手が遅れる可能性があります。

このため本庁舎 1 階部分には、津波等の漂流物によりサーバー室の窓ガラスが破損する可能性があることから、以前に想定されていた 50cm の津波に対応するため、平成 28 年度（2016 年度）に鋼鉄製の防護壁の設置を行いました。

また、サーバー機器は、鋼鉄製のサーバーラックに收容されており、落下物等による衝撃を吸収します。サーバーを收容するサーバーラックは、床面にアンカーで固定しているものと、床面にアンカー固定がないものは転倒防止装置を施すことで耐震性を高めているものがあります。床面にアンカーで固定していないものは、アンカー固定することにより、より強固な耐震性を確保することが望ましいと言えます。

また、市域の地震・津波災害で被災する可能性が小さい遠隔地にバックアップデータを保管し、万が一サーバーが機能しない場合にも備えています。なお、屋上にある非常用発電機が機能しない場合は、非常時優先業務として必要となるサーバー、ネットワーク機器及び空調機器に対して、簡易発電機等による電源供給が必要となります。

簡易発電機も使用できない場合や電子データが損傷した場合には、紙媒体による保持を行うことにも留意が必要と考えられます。

その他、本庁舎内には、サーバー室以外にも個別のサーバーを設置している課が

あり、個々に被災を防止する安全対策が必要です。

(2) 対応措置

ア サーバー等の転落・転倒対策等の実施

床面にアンカー固定がないもので転倒防止装置を施すことにより耐震性を高めているサーバーラックは、アンカー固定することにより、より強固な耐震性を確保していきます。

また、個別サーバーは、転倒防止対策をすることにより、被災を防止する処置を実施しています。

イ 災害発生時に利用が想定できるシステム等の優先度（重要度）に応じた電源の確保商用電源停止時においては、まず、非常用発電機の運転により本庁舎サーバー室に送電することとなっています。

非常用発電機が運転不可能な場合には、簡易発電機のみ電力となるため、電力供給先は絞り込まれますが、サーバー室には供給できる体制とします。サーバー室に設置している基幹ネットワーク機器や末端ネットワーク中継装置に対して、簡易発電機による電源供給を行うことで、サーバーとパソコンとの間のネットワークを利用することが可能となります。

これらのネットワーク機器に対して電源供給ができない場合は、サーバーとパソコンの接続はできませんが、パソコンやプリンターを単体で稼働させる、あるいは部分的なネットワークを構築することで可能な限り業務を確保します。この際、必要なデータは、サーバーから抜き出してパソコンに取り込む、あるいは、バックアップサーバーを移設する等、現場の状況に応じて対応します。

また、情報収集を行うためのインターネット閲覧については、災害発生時用として本庁舎、第3分庁舎には公衆Wi-Fiのアクセスポイントが設置されているため、タブレット等にて情報収集を行います。

第5 執務環境等に関すること

1 執務環境（什器等の転倒防止、ガラスの落下・飛散防止）

(1) 現状と課題

強烈な揺れにより、地震対策を行っていない棚が倒れ、机上や引き出しの書類が散乱します。机上のPCは、転倒・転落等により破損することもあります。

出入口（非常口）付近の什器は、転倒時に人の出入りを妨げる可能性があります。休日・夜間に参集した際、最初の作業が散乱した什器等の片づけであることが多いようです。事前に地震対策を施すことにより、特に「直ちに（30分以内）」からの性急な対応が要求される業務に速やかに着手できます。

(2) 対応措置

ア 天井

天井内部の吊ボルト等の点検を定期的実施し、劣化部分の補修、使用しない

照明器具は撤去し、天井部の安全対策を行います。

イ 什器

現在使っている什器類については転倒防止装置を逐次設置するとともに、執務室内を整頓し什器固定を行っています。

ウ 執務室電気配線整理（ダクトレール設置）

執務室の机下の床配線コンセントは、コンセント器具の劣化と埃等による火災の発生の危険があるため、天井にダクトレールを設置し、コンセントの位置を変更することで、火災防止に努めています。

エ エレベーター

正面入口側エレベーター2基及び納税課側のエレベーターは、バッテリーを搭載し、停電時には最寄りの階に自動で停止する機能を有しています。

オ 窓ガラス

地震の揺れによる窓ガラス破損の危険を回避するため、飛散防止フィルムを施しています。

2 トイレ

(1) 対応措置

ア トイレが使用できない状態の継続は、職員の健康を損ね、業務の遂行に影響が及びます。震度6強以上の地震に見舞われた場合、どれくらいの期間、トイレが使用できなくなるかの想定が必要です。

建物や設備が揺れや津波により直接被災した場合はすぐに使用不能となります。汚水槽のポンプやセンサは、停電になると使用できなくなります。

イ 仮設トイレの組み立てについては、内閣府の調査によると、以下に示す時間を要します。

(ア) 初心者で取扱説明書を読みながらの場合 約30分～60分

(イ) 技術者等の指導下、又は慣れている職員の場合 約5分～20分

ウ 平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災以降、マンホール型トイレが普及するようになりました。庁内等の敷地で今後必要になると考えられます。

(2) 対応措置

ア 既存トイレの活用

既存トイレは便座にビニールを被せて薬品等を使用する災害用トイレにより対応します。災害用トイレは約5,000回分購入していますが、今後も追加購入します。

イ 新規汚水槽利用トイレ

職員駐輪場下にある汚水槽は、158 m³あるため、駐輪場床にある既存のマンホール穴4箇所を利用し、災害用マンホールトイレを設置します。

第6 飲料水・食糧等（職員用）に関すること

1 飲料水・食糧等（職員用）に関すること

(1) 現状と課題

地域防災計画（地震災害対策編）において、発災直後には公的な支援が行き届かない可能性があることから、市民には最低3日分の飲料水・食糧等の備蓄を促しています。

上水道の供給が停止し、食糧の入手も困難となる中、職員は災害対策を行わなければなりません。当然、職員にも飲料水・食糧のニーズが発生します。これらをあらかじめ備蓄するか、調達先を確実にしておかないと、災害発生時には飲料水不足、食糧不足の中で多忙な時間を過ごすこととなってしまいます。

平成16年（2004年）新潟県中越地震の際、被災市民向けには近隣の調理施設等を用いた炊き出しの実施と配送が行われたものの、職員向けには、地震の翌日、職員1人当たりペットボトルの水1本と菓子パン1個だったという事例があります。

また、東日本大震災の対応の教訓から、災害発生時における職員用の寝具（毛布等）の配布や調達方法を確立する必要性も指摘されています。

いずれにしても、本市が行う災害対策活動に支障が生じないように、職員の健康管理も重要な課題の一つとなります。

(2) 対応措置

ア 職員用の飲料水及び食糧等の備蓄

平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの3か年をかけて、備蓄飲料水・食糧を更新しました。職員1,440人分で計算しており、現在の備蓄量の内訳は次のとおりです。

(ア) 飲料水：500ml 保存水×25,920本（全職員の3日分）

※1日分の内訳 $500\text{ml} \times 6\text{本}/\text{人} \times 1,440\text{人} = 8,640\text{本}$

(イ) 食糧：アルファ米、ライスクッキー 計12,960食（全職員の3日分）

(ウ) 毛布

職員の活動期間が長期化する場合、大船及び深沢備蓄倉庫等に保管する毛布の一部を使用し、長期活動態勢に備えます。

イ 上水道の整備

広域にわたる大災害の場合、飲料水及び食糧の備蓄が3日分では不足する可能性があります。このため、飲料水対策として、次の事項を整備します。

(ア) 新設水道設備

急速充電器付近に2箇所水栓を整備し、災害時に給水場所として利用できるようになっています。

(イ) 新設水道設備

発生時には早急に受水槽の給水ポンプを一時停止し、貯水の保持に努める対応を行います。ただし、受水槽タンクは地震による破損、津波による浸水等で破損し使用不能となることがあります。

第7 車両・燃料に関すること

1 車両・燃料に関すること

(1) 現状と課題

災害発生時においては、被害把握や応急復旧、物資輸送等を目的とした車両利用のニーズが高まります。庁内等において利用可能な車両の台数を把握し、ガソリン・灯油等の燃料が滞りなく供給できる体制が必要となります。車両の台数に制限がある場合には、どのような業務に対して優先的に車両を利用するかを判断する必要があります。

地震発生直後の段階においては、非常用発電機用の燃料だけでなく、災害対策用車両のための燃料が必要となります。本庁舎ではガソリン携行缶を保管・管理しています。

しかし、燃料を入れた状態で指定数量以上の保管は消防法上できません。

(2) 対応措置

災害対策車両用燃料及び非常用発電機用燃料の優先的確保

本市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築により優先的確保に努めます。

現在協定を締結している関係団体は、鎌倉市危険物安全協会及び神奈川県石油商協同組合です。

第5章

業務継続体制の向上

第1 教育・訓練等

災害発生時に的確に業務継続を図るためには、業務継続体制について検討した内容等を職員等に周知・浸透させ、更に災害発生時に実際に行動できるよう対応能力の向上を図ることが重要です。

教育・訓練に関しては、表-5.1 を業務継続体制の検討過程で策定し、計画的に実施することが望まれます。業務が複数の組織や施設に関係する場合には、連携して教育・訓練を実施することも考えられます。また、国内で大規模災害が発生した場合に応援要員を派遣し、経験を通して知見やノウハウを蓄積することや、外部機関の研修に職員を参加させること等も有効と考えられます。

表-5.1 教育訓練に係る実施計画の例

教育・訓練等の種類	内容	対象	頻度(時期)
避難消防訓練	避難訓練(職員、来庁者)及び消防訓練(初期消火、通報)を実施。できるだけ消防署の指導を受ける	全職員	毎年1回 ※防災訓練の日
参集訓練	防災訓練を実施する日の朝に、徒歩等による参集訓練を、避難消防訓練の際に併せて実施	全職員	毎年1回 ※防災訓練の朝
安否確認訓練	あらかじめ定められた方法により、各職員は安否情報を連絡し、人事課が集約・報告。避難消防訓練の際に併せて実施	全職員	毎年1回 ※防災訓練の日
内外連絡の確認	内外の関係者との通信手段の状況・連絡先の確認	通信担当者・ 連絡先確認者	毎年4回
非常用発電機の立上げ訓練	非常用発電機を立ち上げて、起動や電力供給の状態を確認	担当課	毎年1回
データ関係の確認	重要記録・データ、情報システムの確認	データ・ システム管理者	毎年2回
資源の確認	計画発動時に使用する資機材・食料等の状況確認	資源管理の 担当者	毎年2回
全職員を対象とした講演・確認	業務継続体制の説明、各部署の非常時優先業務や職務代行等に係る確認	全職員	毎年1回 ※異動直後
幹部職員層を対象とした研修	非常時に実施すべきことの習熟	管理職員	毎年1回 ※異動直後
代替施設の利用に関する訓練	代替施設への移転・利用訓練	非常時優先業務 実施職員	毎年1回
他組織との連携訓練	他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練。代替施設での他組織との通信の確認も含む	他組織と連携する 業務に係る職員	毎年1回
他の地方公共団体が被災した場合の応援要員の派遣	他の地方公共団体が被災した場合に、応援要員を派遣(実際の経験を通して対応の考え方や方法を学ぶ)	受入先との調整 に基づき適任者 を派遣	適宜

出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」

(平成28年(2016年)2月)

第2 業務施行体制の整備

災害発生時では非常時優先業務の多くが応急対策業務であり、平常時の経験等の延長では対応できないものが多いため、具体的な実施内容を検討してその手順等を定めておき、当時の状況に応じて柔軟に対応することが必要となります。

また、応急対策業務だけでなく通常業務についても、必要資源の制約を前提とした上で、どのような方法や手順等で対応すべきか検討しておくことが求められます。

また、業務執行体制は、職員の人事異動、改善策の実施、訓練・研修等の機会にその内容を検証し、改善を繰り返すことで、継続的に内容の充実を図っていきます。

第3 点検・見直し等

業務継続体制の検討は、一定の前提を踏まえて検討します。したがって、最初から完全な体制が構築できるとは限りません。災害発生時に実際に機能する計画とするために、連絡先の変更があった場合には遅滞なく更新するなどの時点修正のほか、防災拠点での確認・訓練等や被災経験などを通して定期的に業務継続計画の実効性の点検・見直しを行い、レベルアップを図っていくことが求められます。

特に、訓練等は点検・見直しを行うよい機会であり、単に対応力の向上の機会とするだけでなく、点検・見直しの機会としても有効に活用することが重要です。また、これらを通じて得られた教訓や知見等は、体制・計画の改善等に反映するとともに、組織内で有効活用ができるように情報を共有することも重要です。